

平成26年第3回横手市議会6月定例会会議録

議事日程（第1号）

平成26年6月9日（月曜日）午前10時開会

- 第 1 永年勤続者の表彰状伝達
- 第 2 会議録署名議員の指名について
- 第 3 会期の決定について
- 第 4 議長報告について
- 第 5 市長の当面の市政運営についての所信説明
- 第 6 諮問第 5号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 7 報告第 9号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第 8 報告第 10号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第 9 報告第 11号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第10 報告第 12号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第11 報告第 13号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第12 報告第 14号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第13 報告第 15号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第14 報告第 16号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第15 報告第 17号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第16 報告第 18号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第17 報告第 19号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第18 報告第 20号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第19 報告第 21号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第20 報告第 22号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第21 報告第 23号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第22 報告第 24号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第23 報告第 25号 平成25年度横手市一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 第24 報告第 26号 平成25年度横手市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第25 報告第 27号 平成25年度横手市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第26 報告第 28号 平成25年度横手市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第27 報告第 29号 平成25年度横手市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

- 第28 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（横手市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例）
- 第29 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（横手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第30 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度横手市一般会計補正予算（第13号））
- 第31 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度横手市病院事業会計補正予算（第4号））
- 第32 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度横手市一般会計補正予算（第14号））
- 第33 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第4号））
- 第34 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度横手市下水道事業会計補正予算（第4号））
- 第35 議会案第 4号 横手市議会事務局設置条例の一部を改正する条例
- 第36 議案第 94号 横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第37 議案第 95号 横手市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例
- 第38 議案第 96号 横手市ふれあいセンター設置条例の一部を改正する条例
- 第39 議案第 97号 横手市火災予防条例の一部を改正する条例
- 第40 議案第 98号 財産の取得について（除雪ドーザ）
- 第41 議案第 99号 財産の取得について（除雪ドーザ）
- 第42 議案第100号 財産の取得について（除雪ドーザ）
- 第43 議案第101号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）
- 第44 議案第102号 財産の取得について（災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車）
- 第45 議案第103号 財産の無償貸付け及び減額貸付けについて（旧山内学校給食センター）
- 第46 議案第104号 財産の無償貸付け及び減額貸付けについて（旧大雄学校給食センターほか）
- 第47 議案第105号 平成26年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入額の変更について
- 第48 議案第106号 平成26年度横手市一般会計補正予算（第1号）
- 第49 議案第107号 平成26年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第50 議案第108号 平成26年度横手市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第51 議案第109号 平成26年度横手市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）
- 第52 議案第110号 平成26年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）

- 第53 議案第111号 平成26年度横手市指定通所介護事業特別会計補正予算（第1号）
第54 議案第112号 平成26年度横手市障害者支援施設特別会計補正予算（第1号）
第55 議案第113号 平成26年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第1号）
第56 議案第114号 平成26年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
第57 議案第115号 平成26年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
第58 議案第116号 平成26年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第1号）
第59 議案第117号 平成26年度横手市病院事業会計補正予算（第1号）
第60 議案第118号 平成26年度横手市下水道事業会計補正予算（第1号）
-

本日の会議に付した案件

議事日程第1号に同じ

出席議員（26名）

| | | | |
|-----|-------|-----|------|
| 1 番 | 高橋和樹 | 2 番 | 佐藤徳雄 |
| 3 番 | 立身万千子 | 4 番 | 斎藤勇 |
| 5 番 | 小野正伸 | 6 番 | 遠藤忠裕 |
| 7 番 | 土田百合子 | 8 番 | 寿松木孝 |
| 9 番 | 播磨博一 | 10番 | 青山豊 |
| 11番 | 加藤勝義 | 12番 | 奥山豊和 |
| 13番 | 本間利博 | 14番 | 菅原正志 |
| 15番 | 土田祐輝 | 16番 | 佐藤清春 |
| 17番 | 佐藤忠久 | 18番 | 塩田勉 |
| 19番 | 佐々木喜一 | 20番 | 佐藤誠洋 |
| 21番 | 高橋聖悟 | 22番 | 木村清貴 |
| 23番 | 阿部正夫 | 24番 | 斎藤光司 |
| 25番 | 菅原恵悦 | 26番 | 佐々木誠 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者（30名）

| | | | | | | |
|---|---|-----|------|--------|------|------|
| 市 | 長 | 高橋大 | 副 | 市 | 長 | 佐藤良吉 |
| 教 | 育 | 長 | 伊藤孝俊 | 総務企画部長 | 石山清和 | |

| | | | |
|----------------------------|-----------|--------------------------------|-----------|
| 財 務 部 長 | 小 丹 茂 樹 | 市 民 生 活 部 長 | 小 川 良 平 |
| 健 康 福 祉 部 長 | 佐 野 司 | 農 林 部 長 | 佐々木 隆 |
| 商 工 観 光 部 長 | 浮 嶋 伸 | 建 設 部 長 | 遠 藤 久 志 |
| 上 下 水 道 部 長 | 高 橋 実 | 教 育 総 務 部 長 | 柴 田 恒 宏 |
| 教 育 指 導 部 長 | 高 橋 成 浩 | 消 防 長 | 伊 藤 弘 明 |
| 市 立 横 手 病 院 事 務 局 長 | 佐 藤 正 弘 | 市 立 大 森 病 院 事 務 局 長 | 金 澤 和 彦 |
| 総 務 企 画 部 次 長 兼 人 事 課 長 | 渡 部 幸 伸 | 総 務 企 画 部 次 長 兼 秘 書 広 報 課 長 | 小 田 嶋 利 宏 |
| 総 務 企 画 部 長 兼 総 務 課 長 | 佐 藤 均 | 総 務 企 画 部 長 兼 経 営 企 画 課 長 | 村 田 清 和 |
| 財 務 部 次 長 兼 財 政 課 長 | 三 浦 淳 | 横 手 地 域 局 長 | 武 田 浩 一 |
| 増 田 地 域 局 長 | 阿 部 仁 | 平 鹿 地 域 局 長 | 高 橋 嘉 |
| 雄 物 川 地 域 局 長 | 杉 山 哲 | 大 森 地 域 局 長 | 高 橋 征 徳 |
| 十 文 字 地 域 局 長 | 松 本 和 弘 | 山 内 地 域 局 長 | 加 賀 谷 秀 昭 |
| 大 雄 地 域 局 長 | 小 松 田 文 夫 | 平 鹿 地 域 局 長 兼 地 域 振 興 課 長 | 佐 々 木 雅 子 |

事務局職員出席者

| | | | |
|---------------|-------------|---------------|---------|
| 局 長 | 皆 川 規 和 | 主 幹 | 村 上 伸 夫 |
| 総 務 係 主 査 | 小 田 嶋 あ け み | 議 事 調 査 係 主 査 | 松 井 尊 臣 |
| 議 事 調 査 係 主 任 | 藤 井 健 一 | | |

◎開会及び開議の宣告

○木村清貴 議長 おはようございます。

ただいまから平成26年第3回横手市議会6月定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

◎永年勤続者の表彰状伝達

○木村清貴 議長 日程第1、永年勤続者の表彰状伝達を行います。

去る5月28日、東京日比谷公会堂で開催された第90回全国市議会議長会定期総会において、菅原恵悦議員が在職15年以上の勤続者として、佐藤徳雄議員、佐藤誠洋議員が在職10年以上の勤続者として、それぞれ表彰されました。

それでは、ただいまから表彰状の伝達を行います。

○皆川規和 事務局長 それでは、表彰状の伝達を行います。お名前をお呼びいたしますので、お三方は演壇の前にお進み願います。

菅原恵悦議員、佐藤徳雄議員、佐藤誠洋議員。

それでは、議長から伝達をお願いします。

初めに、菅原恵悦議員。

○木村清貴 議長 表彰状、横手市、菅原恵悦殿。あなたは市議会議員として15年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第90回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰いたします。平成26年5月28日、全国市議会議長会会長、佐藤祐文。代読であります。おめでとうございます。
(拍手)

【表彰状伝達】

○皆川規和 事務局長 佐藤徳雄議員。

○木村清貴 議長 表彰状、横手市、佐藤徳雄殿。あなたは市議会議員として10年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第90回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰いたします。平成26年5月28日、全国市議会議長会会長、佐藤祐文。代読であります。おめでとうございます。
(拍手)

【表彰状伝達】

○皆川規和 事務局長 佐藤誠洋議員。

○木村清貴 議長 表彰状、横手市、佐藤誠洋殿。あなたは市議会議員として10年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第90回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰いたします。平成26年5月28日、全国市議会議長会会長、佐藤祐文。代読であります。おめでとうございます。
(拍手)

【表彰状伝達】

○皆川規和 事務局長 受賞されましたお三方に、いま一度大きな拍手をお願いいたします。(拍手)

◎会議録署名議員の指名について

○木村清貴 議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、9番播磨博一議員、10番青山豊議員を指名いたします。

◎会期の決定について

○木村清貴 議長 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から6月25日までの17日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、会期は17日間と決定いたしました。

◎議長報告について

○木村清貴 議長 日程第4、議長から議長報告、監査委員から財政援助団体等監査報告書、定期監査報告書、例月現金出納検査報告書及び市長から株式会社大雄振興公社ほか4法人のそれぞれの平成25年度経営状況説明書が提出されましたので、お手元に配付いたしております。

◎市長の当面の市政運営についての所信説明

○木村清貴 議長 日程第5、市長より当面の市政運営についての所信説明を求めます。市長。

【高橋大 市長登壇】

○高橋大 市長 おはようございます。

平成26年6月横手市議会定例会の開会に当たり、市政運営に関する基本的な考えとして所信を述べさせていただくとともに、当面する市政の重要課題についてご説明申し上げ、市民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

初めに、四八豪雪に匹敵するほど積もった雪も自然の営みの中、特に今冬は雪が多かった分、雪解けを早く感じたところであります。農家の皆様にとって春作業も順調な出だしとなりましたが、雪害により被害を受けられた農家の皆様には、復旧作業を行いながらの春作業に大変ご難儀されたことと思っております。特に果樹農家の皆様には、ここ数年続いている雪害への徹底的な予防対策を念頭に置きながら、今後ともご尽力いただきたいと存じます。

さて、市民の皆様、そして市議会議員の皆様からご理解をいただき、私の願いでありました市長室を移転してから2カ月余りを過ごしました。かつての南庁舎に市長室があったときには、市民の皆様や市議会議員の皆様とは、会議や打ち合わせ以外は庁舎内でほとんど顔を合わせることなく、ましてやふだんから会話ができる職員についても、一部の部署に限定されておりました。市長室を移転してからは、市民の皆様からの意見や要望について、庁舎内で直接お聞きする場面が増えました。また、市議会議員の皆様ともふだんからお会いする機会が増え、さらには、多くの職員とも気軽にコミュニケーションを図ることが可能となりました。私は、常日ごろから部局横断ということ掲げて取り組むことを職員に伝えておりますが、自分の持ち場をしっかりと意識しながらも、周りを見渡し情報交換を密にしなければなりません。今後も、本庁舎以外の各地域局や施設にも、行事や会合などに合わせて可能な限り訪問し、現場を見ることを大事にしながら、市民の皆様や職員とのコミュニケーションを図ってまいります。

今年のゴールデンウィークは桜の開花のタイミングがちょうどよく、また、天候にも恵まれ、各地域は観光客でにぎわっておりましたが、重伝建地区の「増田のまちなみ」や、10月に開催される「国民文化祭」などにも、今後さらに多くの観光客が当市にお越しいただけるよう努めてまいります。

これからは、地域がどんな資源を持っており、それをどうやって生かしていくかの時代になると思います。横手市で暮らしたことのない方が、ふだん私たちが気づかない横手のよさや魅力を見つけることもあると思われます。そういった面で、当市を観光される方が多く訪れるこのチャンスに、観光客との会話の中から外の目もうまく引き出し、横手のブランドをつくり上げてまいります。

2つ目の新たな施策への取り組みについてであります。

那珂市との友好都市提携10周年についてでございますが、那珂市とは、歴史的なかかわりなどの経緯から、旧横手市が平成16年10月22日に友好都市の締結を行い、これまでスポーツ少年団や祭りなどで交流を深めてまいりました。今年で締結から10周年を迎えることから、10月11日に当市を会場に記念式典を開催することとしております。那珂市からは市長を初め、市議会議員、市民の代表など80人を超える皆様方が訪れる予定であり、当市としましては、市民の皆様や市議会と協力して歓迎したいと考えております。

また、式典を予定している10月は、国民文化祭が開催されており、横手市の文化を発信している時期に当たることから、この機会を通して横手市の文化の魅力を体験していただき、次の10年に結びつくよう交流をさらに深めてまいります。

続きまして、窓口における利便性の向上についてであります。

市役所の執務時間内に来庁できない市民の皆様からの要望に応え、住民票や戸籍関係、印鑑登録、税などの証明書に限り時間を延長して発行する取り組みを7月1日から試行します。なお、対応は本庁舎の市民課窓口のみといたしますが、利用されたお客様にはアンケートを行い、いただいたご意見などを検証した上で、10月の本稼働に移行したいと考えております。

また、窓口の時間延長の試行と時期を同じくして、7月1日から条里南庁舎において、各種証明書の

一部について発行業務を開始することといたしました。

今後も、市民の皆様の利便性がさらに向上するよう努めてまいります。

続きまして、果樹産地強靱化対策事業についてでございます。

4年連続の大雪に見舞われた今冬も、リンゴの枝折れやブドウ棚の倒壊など、甚大な被害が発生いたしました。現在、国や県、市の雪害復旧支援事業により樹園地の再生に取り組んでおりますが、今後は常態化している大雪に備え、雪害予防に万全を期することがより重要であると考えます。

このことから、雪に負けない果樹産地づくりを目指し、雪害を未然に防止することを目的に「果樹産地強靱化対策事業」を新設いたしました。これは、リンゴの枝やブドウの棚の支柱を、丈夫で耐久性のある木柱に更新する費用の一部を補助するもので、市内で生産、加工される杉間伐材を使った支柱を対象にしております。

この雪害予防対策とあわせ、耐雪型の樹形を確立する技術の普及などについて、県、JAと連携しながら進めるとともに、果樹産地の復興に向けて、今後とも支援策を講じてまいります。なお、今回新設いたしました支柱更新の補助事業については、今議会に補正予算を計上しております。

次に、攻めの農業実践緊急対策事業についてであります。

この事業は、低コストと高収益な生産体制への転換を総合的に支援し、地域農業の所得向上を目指すことを目的に、今年2月に国の補正予算で創設されたものであります。具体的には、水稻、大豆、麦などの効率的な機械利用を構築するための取り組みとして、トラクター、コンバインなどのリース導入に係る経費や、高収益な品目へ作付転換するための資材の購入経費などについて、費用の2分の1、または定額を補助する内容となっております。事業の要件としては、担い手が5戸以上の農家の機械作業を集約し、現状より1割以上の生産コスト削減を目標とする「生産効率化プラン」の作成が必要となることから、現在、農家の皆様から実施要望の取りまとめを行っているところであります。

また、実施に当たっては、市やJAなどの農業関係機関、団体で構成する「横手市農業再生協議会」で取り組むこととしており、国からの補助金総額は約7,000万円を見込んでおります。

続きまして、大きい項目でございます。平成26年度事業などの進捗状況についてでございます。

まず、公共交通システムについてでございますが、昨年10月1日から本格運行を行っている「横手デマンド交通」であります。今年3月末時点での利用状況は、1カ月当たり約3,500人、また、同時に運行を開始した「横手市循環バス」は、1カ月当たり約2,600人の皆様にご利用いただいております。

しかし、循環バスについては、目標とする利用者数を大きく下回っている状況であり、今後、運行時間やバス停の位置、運行経路などを検証しつつ、皆様がより利用しやすいように形を整えながら、多くの皆様にご利用いただけるよう努めてまいります。

さらに、これらの新しい公共交通システムが市民の皆様に長く親しまれ、幅広く利用いただけるよう、それぞれの愛称とマスコットキャラクターを募集いたしましたところ、合計で332点の応募がございました。その中から選考した結果、横手デマンド交通の愛称は「のりあいくん」に、横手市循環バスの愛

称は「よこまるくん」に決定いたしました。また、デマンド交通のキャラクターは、タクシーと横手のリング、横手やきそばをイメージした元気で楽しいデザインに、循環バスは実際のバスをイメージしたかわいらしいデザインに決定したところです。

この愛称やキャラクターが市民の皆様にあいられ、親しまれることにより、デマンド交通と循環バスが、より身近な乗り物として、また、なくてはならない公共交通の一つとして横手市に定着するよう努めてまいります。

次に、光ブロードバンド基盤整備についてであります。

合併時以降、市内における情報通信の格差是正について、市と民間事業者が協力して光ブロードバンドエリアの拡大推進を行った結果、現在当市における利用世帯のカバー率は、約97%となっております。

しかしながら、民間事業者が単独でこれ以上のエリアを拡大することは困難であるため、国の交付金事業を活用した基盤整備を検討してまいりました。

このたび、市内において光ブロードバンドが整備されていない山内南郷地区と増田狙半内地区の基盤整備事業について、国の情報通信利用環境整備推進交付金の内示があり、これを受け、2つの地区の基盤整備を実施する経費について、今議会に補正予算を計上しております。

なお、残る山内黒沢地区につきましては、民間事業者で整備していただけるよう強く要望しております。

次に、国民文化祭についてであります。

第29回国民文化祭・あきた2014まで、あと100日余りとなりました。市では、庁内に実施本部を立ち上げており、職員やボランティア及び関係団体など約1,000人のスタッフを動員し、本番に向けて万全を期してまいります。4月には市内随所へのポスターの掲示とチラシの配布を、また、今月には開催事業のポスターを全国へ発送するなどの啓発活動に取り組んでおります。

なお、6月29日には100日前カウントダウンイベントとして、ダンスや太鼓などのステージ祭を市民会館で開催するほか、9月4日にも1カ月前イベントを行うなど、開催に向けた機運を盛り上げてまいります。

また、市報や横手かまくらFM、事業のチラシなどによる情報提供を行い、応援事業や各種団体との共催イベントによる周知や啓発活動を積極的に進め、多くの市民の皆様から参加いただき、横手市の文化の魅力を全国に発信する国民文化祭を目指して頑張っておりますので、今後ともご支援くださいますようお願いいたします。

次に、重要伝統的建造物群保存地区整備事業についてであります。

今年度から、重伝建地区として国庫補助事業が本格的にスタートしており、今年度は2件の伝統的建造物の修理と、門や塀など6物件の修景が行われることになっております。

また、修理、修景事業は、文化財の修理に係る専門的な知識と技術が必要とされることから、技術者の養成を図るため、4月から5月にかけて3回の技術者講習会を開催し、市内の建設業関係者など約140

人の方に受講していただきました。今後も技術者の養成を図るとともに、市民の皆様向けの講座を開催し、重伝建地区の理解を深めていただく機会をつくってまいります。

このほか、災害時における建造物の保存や避難対策など、地域一帯の防災計画を策定するため、調査業務にも着手しております。

次に、秋田県総合防災訓練の実施についてであります。

今年8月に秋田県総合防災訓練が当市を会場に行われますが、これを絶好の機会と捉え、「確実な情報収集と伝達」「避難対策の強化」「備蓄体制の整備」などの現実性に富む訓練の実施に加え、大規模で広域な災害が発生した際、当市が担うべく進めている「後方支援拠点」の設置訓練を行うこととしております。今回の訓練を通じ、地域住民の方々や自衛隊など関係機関との連携を確認し、より一層の防災意識の高揚を目指します。

また、当市における防災や減災対策の要となる地域防災計画の全面改訂を行うことにつきましても、県総合防災訓練で見直しのポイントをしっかりと検証し、地域の実情に合った計画の策定に努めます。

次に、国民健康保険についてであります。

初めに、平成25年度の事業状況であります。歳出の医療費につきましては、1人当たり保険給付費が27万2,000円で、平成24年度と比較し2.2%の増加となりました。3年連続で微増となっております。

一方、歳入における国保税の収納率につきましては、平成25年度現年分が前年度とほぼ同じ率であり、また滞納繰越分は21%で前年度と比べ3%増加しております。

次に、本格予算となる今回の補正予算であります。平成26年度の国保税率につきましては「第2期・財政健全化計画」に基づき据え置く方針で今議会に計上しております。

なお、前年の課税所得が減少しており、税収への影響が予想されますが、減少分については、財政調整交付金により一定の補填が見込まれるため、財政推計による予算額は確保できる見込みであります。

また、昨年度よりジェネリック医薬品の差額通知を行っており、今後も医療費の適正化に努めるとともに、病気の予防に向けた健康づくり活動を促進し、事業の安定化を図ってまいります。

次に、クリーンプラザよこて整備についてであります。

3月21日から施工しておりました建物基礎工事前の地盤改良工事が4月10日に終了し、現在は基礎である地中ばりの掘削を行うなど、計画どおりに工事が進んでおります。

また、搬入路となる市道新藤柳田1号線や市道大平線の整備も順調に進んでおりますが、今年度は工事の本格化に伴い、今まで以上に工事車両が走行することになりますので、警備員の適正配置や安全運転の励行など、現場付近を通行する方々への安全対策について万全を期しながら、着実に工事を進めてまいります。

次に、新たなごみの分別区分への移行に向けた取り組みについてであります。4月から市内各地域の地区会議を中心に説明会を行い、周知に努めております。今年度はごみの分別区分が大きく変更となる東部地区のうち、横手地域の南町と金沢地区の全域で、今月から新たな分別収集を試行する計画であ

ります。

また、8月には山内地域の一部でも試行する予定であり、さらには説明会を通して準備が整った地域についても順次行いたいと考え、引き続き新たな分別収集への円滑な移行を図ってまいります。

次に、「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」についてであります。

今年4月の消費税率の引き上げによる所得の低い方や子育て世帯の負担を軽減するため、国の事業に基づき「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。「子育て世帯臨時特例給付金」については既に6月2日から申請の受け付けを開始しており、また、「臨時福祉給付金」については7月上旬より本庁舎の社会福祉課及び各地域局の窓口で申請の受け付けを開始いたします。

市民の皆様には既に市報などでお知らせしておりますが、受給漏れのないよう、さらに事業の周知徹底を図ってまいります。

次に、農業雪害対策についてであります。

今冬の大雪により、多大な被害を受けた果樹やビニールハウスなどの農業生産施設については、雪消えとともに被害の拡大が確認され、農業被害の総額は約12億3,000万円と試算しております。

このうち、果樹の樹体被害は約8億8,000万円となっており、主力のリンゴ、ブドウについては、生産量の減少が見込まれることから、果樹全体の販売額も前年に比べて落ち込むものと推測しております。

一方、農業生産施設では、ブドウ棚やビニールハウスなどで約3億4,000万円の被害が報告されております。

このような状況を踏まえ、市では、今年2月に「果樹雪害軽減対策事業」を実施し、融雪剤の購入や樹園地への進入路、ストックヤードを確保するための除雪作業に対し、対象者377人へ合わせて260万円余りを助成いたしました。

また、被害を受けた農業生産施設の修繕や再建、果樹の改植や樹体修復など、樹園地の再生を支援するため、国や県の雪害対策事業を活用することとし、5月30日までに施設復旧支援事業に320人、樹園地等再生支援事業には253人の申請を受け、雪害からの復旧と再生に取り組んでおります。

今後も、県やJA、農業共済組合などと連携し、被害を受けられた農家の支援に努め、果樹などの産地再生を推進してまいります。

次に、農地中間管理事業の推進についてであります。

地域農業の中心となる担い手農家への農地の集積や集約化を進めるため、出し手となる農家から農地を借り受け、担い手農家へ貸し付けを行う農地中間管理機構について、秋田県では「公益社団法人秋田県農業公社」を指定し、4月1日から業務をスタートしております。

当市における農地中間管理業務の窓口としては、事業の円滑な推進と地域農業の発展を図るため、現在、この業務を担える団体と協議を進めているところであります。市としましては、農地中間管理機構を通じた農地の集積、集約化を促進するため、農用地利用配分計画案の作成や集積協力金の交付を行うとともに、県や県農業公社など関係団体と連携しながら、事業の円滑な実施に努めてまいります。

次に、多面的機能支払交付金制度についてであります。

農業・農村の多面的機能の維持などを図るため、地域の共同活動を支援することを目的に、今年度から実施しております「多面的機能支払交付金制度」には、これまで「農地・水保全管理支払交付金制度」で活動していた86の組織全てが継続的に移行し、取り組みをスタートしております。

また、3月に実施いたしましたアンケート調査の内容から、新たに要望する地区も増加する傾向にあるため、事業説明会なども引き続き実施してまいります。

今年度は、新たに取り組む組織と随時協定を結ぶ予定であり、制度改正による単価の増額分、及び新規面積分に伴う増額について今議会に補正予算を計上しております。

次に、起業及び創業の支援についてであります。

市では、平成24年12月に横手地域にある民間ビルの1階を借り上げ「Bizサポートよこて」を開設し、市内で起業しようとする方、また、起業して間もない方に安い料金で事務室を提供するとともに、独立に向けての支援を行っております。

これまで事務室を2部屋提供してはりましたが、常に満室であることから、同じビルの2階に場所を移転し、5部屋を増やすことといたしました。現在、改修工事を進めているところであり、また、来る7月1日には供用開始できる見込みであります。今後も、1人でも多くの方が起業できるよう、専門家による相談に応じ、店舗などで起業する方には「起業・創業支援事業」により必要経費の助成を実施してまいります。

次に、小学校統合事業についてであります。

平成27年度の開校に向け、建設工事に着手しております雄物川小学校につきましては、現在、体育館棟2階部分のコンクリートの打設工事を終了し、管理棟と教室棟1階の土間コンクリートの打設工事を行っております。5月末現在における進捗率は19.3%であり、順調に推移しております。

同じく平成27年度開校予定の大雄小学校については、現在、田根森小学校において増築教室棟の地盤改良工事、校舎南側の外構工事とプール附属棟の改修工事を行っており、5月末現在の進捗率は16.1%となっております。なお、今年の夏に使用できるようプールサイドの改修工事も行っております。

また、平成28年度に開校予定の横手北小学校につきましては、校舎及び屋外体育施設の基本設計と実施設計を3月に完了し、現在、建設工事を発注するための準備を進めているところであります。今後は、今月中に開校準備委員会を設置し、7月には関係小学校のPTAを対象とした説明会を開催するなど、開校に向けた準備を進めてまいります。

次に、「スポーツ立市よこて」推進事業についてであります。

スポーツ立市を宣言してから2年目を迎え、今年度はこれまでの事業に加え、新たな取り組みも進めております。今月15日には「楽天フィールドサポート事業」により、楽天球団の名称が入った看板をスタジアム大雄に設置するとともに、この事業にあわせ「少年野球クリニック」を行います。8月には、東北楽天ゴールデンイーグルス対千葉ロッテマリーンズのイースタンリーグ公式戦を開催するほか、日

本体育大学や中央学院大学の硬式野球部の合宿に加え、慶応高校と東北高校によるオープン戦も予定しております。

また、バスケットボールでは、「ハヤブサジャパン」女子日本代表チームの強化合宿を7月に予定しており、今後も新規の合宿誘致を目指した取り組みを進めてまいります。

なお、秋以降においても、例年行っている「横手わか杉カップ・東日本中学バレーボール大会」や、「チャンピオンズカップ横手・東北中学校新人バスケットボール大会」などの全国や東北レベルの大会を引き続き開催するほか、市民の皆様が日常的に運動に親しめるよう赤坂総合公園内にウォーキングコースの看板を設置するなど、スポーツを通じ、笑顔と元気で活力あふれる地域づくりを目指してまいります。

次に、学校給食センターについてであります。

新しい横手学校給食センターのオープニングセレモニーを4月7日に行い、4月15日からは15校の児童や生徒に4,282食の給食を提供しております。調理時間や小・中学校への配送時間などについては、3月の学校の春休みから、綿密な打ち合わせによる調理テスト作業の繰り返しや、実際に配送車を運転しての時間チェックなどの準備作業を万全にして臨んだところであります。

これまで、一部の学校において配送のおくれによりスープが冷めるといった事例がございましたが、その後の職員及び関係者によるミーティングを徹底することで、大きなトラブルもなく給食を提供しております。

なお、食物アレルギーのある児童や生徒にも、安心して給食を食べていただけるよう、4月からは通常の献立表をさらに詳細化した「詳細献立表」を保護者に配付し、「食物アレルギー個別プランの給食取組表」を作成して、代替食品の提供やアレルギー食材を除くなどの対応も行ってまいります。

今後も、これまでと同様に地場産食材の使用拡大に努めながら、未来を担う子どもたちの健やかな成長を願い「安全・安心で栄養バランスのとれた、おいしい給食」を提供してまいります。

次に、補正予算についてでございます。

今議会に提案しております一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、果樹産地強靱化対策事業、多面的機能支払交付金、地域情報通信基盤整備推進事業、保育士等処遇改善臨時特例事業、予防接種事業などが主な内容となっております。補正額は3億8,254万円で、補正後の予算総額は558億6,054万円であります。

主な事業を申し上げますと、果樹産地強靱化対策事業950万円、多面的機能支払交付金1億4,578万4,000円、地域情報通信基盤整備推進事業1億5,403万円、コミュニティ助成事業2,710万円、保育士等処遇改善臨時特例事業4,238万6,000円、予防接種事業2,766万5,000円、緊急雇用基金事業2,397万7,000円、公共施設再生可能エネルギー等導入事業981万6,000円などであります。

終わりに、今議会に提案しております案件は、諮問案件1件、専決処分報告案件16件、繰越計算書の報告案件5件、専決処分承認案件7件、条例改正案件4件、財産の取得など財産案件7件、繰入額の変

更議案 1 件、平成26年度一般会計補正予算案など補正議案13件の合計54件であります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、所信説明といたします。

◎諮問第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第 6、諮問第 5 号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第 5 号は、会議規則第37条第 3 項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第 5 号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【高橋大 市長登壇】

○高橋大 市長 諮問第 5 号人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

人権擁護委員候補者として、次の者を法務大臣に推薦したいので意見を求めるものでございます。

ご住所は横手市山内土淵字軽井沢51番地25にお住いの向川善雄氏、昭和27年12月29日生まれの方でございます。

提案理由といたしまして、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき意見を求めるものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第 5 号を採決いたします。本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第 5 号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

◎報告第 9 号～報告第 24 号の上程、質疑

○木村清貴 議長 日程第 7、報告第 9 号専決処分の報告についてより、日程第22、報告第24号専決処分

の報告についてまでの報告16件を一括議題といたします。

専決処分¹の報告については説明を省略することとし、ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

7番土田百合子議員。

○7番（土田百合子議員） 報告14号から18号まで、そして24号と市営住宅の吉沢住宅の屋根からの落雪による物損事故のご報告がございましたけれども、この状況についてもう一度詳しくお話をさせていただければと思います。

○木村清貴 議長 建設部長。

○遠藤久志 建設部長 今回の事案につきましては、ことしに入りまして1月26日午前4時ごろ、吉沢住宅の屋根から雪が落雪いたしまして、玄関先に駐車しておりました入居者等の車両が破損したという事件でございました。

○木村清貴 議長 7番土田議員。

○7番（土田百合子議員） 先日、吉沢住宅の周辺を見てまいりましたけれども、非常に狭い中に15台ほどの車が停車していたわけでありましてけれども、毎年豪雪によるこのような物損事故があれば、非常に困る問題につながってくるのではないかとということで、今後の対策について市の考えをお伺いしたいと思います。

○木村清貴 議長 建設部長。

○遠藤久志 建設部長 住宅は入居する際に駐車場がない旨入居者の方にご説明を申し上げて、駐車スペースについては自分でご用意をされるような形の指導をしております。そうした中で今回駐車禁止というような形の報告はしてございましたけれども、玄関先にとめてありました車両が損害をしたということでございます。

住宅に関しましては、近ごろになりまして入居者の方が車を使われるというところが一般的になってございまして、新しい住宅につきましては駐車場スペースを確保するというような住宅も近ごろ建設してございます。ただ、ずっと前につくられた時代のものにつきましては、駐車場の確保がされていないような状況でございます。ただ、社会的な変化もございまして、どのような形で駐車場が確保できるかということは検討してまいりたいと思っております。

○木村清貴 議長 土田議員。

○7番（土田百合子議員） 今、部長がおっしゃったとおり、やはり駐車場の件もそこに入ってもらえる方々とよくご相談されて、今後の対策を検討していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○木村清貴 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

これで、報告第9号より報告第24号までの16件の報告を終わります。

◎報告第25号の上程、説明、質疑

○木村清貴 議長 日程第23、報告第25号平成25年度横手市一般会計継続費繰越計算書の報告について報告を求めます。財務部長。

○小丹茂樹 財務部長 ただいま議題となりました報告第25号平成25年度横手市一般会計継続費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

議案書の33ページをお開きください。

この報告は、一般会計におきまして議決をいただいております継続費の平成25年度分に関しまして、平成26年度へ通次繰り越しし、その計算書を調製したもので、地方自治法施行令の規定に基づき議会に報告するものであります。

次の34ページをお開きください。

まず初めに、9款消防費、1項消防救急無線デジタル化事業について1億3,430万円を繰り越しております。これは、早期の降雪により発電機設置の防水工事におくれが生じたことから、平成26年度へ通次繰越するものであります。

次に、10款教育費、2項小学校費で雄物川地区小学校統合事業について5億6,783万1,000円を繰り越しております。これは、早期の降雪により工事のおくれが生じたことから繰り越すものであります。

同じく大雄地区小学校統合事業について6,621万3,000円を繰り越しております。これは、建物配置計画の策定におきまして、関係者との協議に不測の日数を要したことにより通次繰越するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第25号の報告を終わります。

◎報告第26号の上程、説明、質疑

○木村清貴 議長 日程第24、報告第26号平成25年度横手市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について報告を求めます。財務部長。

○小丹茂樹 財務部長 ただいま議題となりました報告第26号平成25年度横手市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

議案書の35ページをお願いいたします。

この報告は、平成25年度から平成26年度に繰り越して使用する歳出予算が生じたため、議決をいただ

き、繰越明許費を設定しました事業につきまして、その計算書を調製したもので、地方自治法施行令の規定に基づき議会に報告するものであります。

その概要をご説明いたします。

平成25年度の繰越計算書の内容ですが、関係機関との協議調整に不測の日数を要したこと、また、国の補正予算に伴う事業で年度内の完了が見込めなくなったことなどが主な繰り越しの理由あります。

それでは、36ページをお開きください。款ごとにまとめてご説明いたしますので、よろしくお願いたします。

まず初めに、36ページ、3款民生費では、地域総合整備資金貸付事業の1億6,400万円を繰り越しております。これは、貸し付け先の事業主体による老人介護福祉施設の建設工事の年度内事業完了が見込めないということによるものであります。

次の4款衛生費では、クリーンプラザよこて整備事業の800万円を繰り越しております。これは、市道地下への高圧ケーブルの埋設工事で、事業施行者の物品調達に不測の日数を要したことによるものであります。

6款農林水産業費では、農業経営等復旧・再開支援対策事業など5事業を繰り越しております。このうち、農業経営等復旧・再開支援対策事業では、雪解け以降の復旧作業の着手及び完了が見込まれたということから、1億1,544万6,000円を繰り越しております。

次に、8款土木費では、スマートインターチェンジ設置事業など11事業を繰り越しております。このうち、地方道路交付金事業では、関係機関並びに地権者との協議調整に時間を要したことや、工法の検討に時間を要したことなどによりまして年度内の事業完了が見込めないことから、2億3,370万円を繰り越しております。

以上、一般会計では、国の補正予算に伴うものなどを含めまして18事業を繰り越しております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第26号の報告を終わります。

◎報告第27号の上程、説明、質疑

○木村清貴 議長 日程第25、報告第27号平成25年度横手市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について報告を求めます。建設部長。

○遠藤久志 建設部長 ただいま議題となりました報告第27号平成25年度横手市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてをご説明いたします。

議案書の38ページをお開きください。

本報告は、平成25年度横手市土地区画整理事業特別会計予算の一部を平成26年度に繰り越すことについて、3月議会で議決いただきました繰越明許費について繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令の規定に基づきまして、議会にご報告するものでございます。

次のページ、39ページの繰越計算書をごらんください。

繰越額であります。1款1項土地区画整理費におきまして三枚橋地区の総合交付金(基幹事業)で1億3,379万2,000円を、同じく関連社会資本整備事業で5,200万円を26年度に繰り越しております。これは、国の補正第1号により予算を計上しております地区内の幹線であります第1号区画街路等の築造工事に係る建設物の移転等に不測の日数を要したためでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第27号の報告を終わります。

◎報告第28号の上程、説明、質疑

○木村清貴 議長 日程第26、報告第28号平成25年度横手市水道事業会計予算繰越計算書の報告について報告を求めます。上下水道部長。

○高橋実 上下水道部長 ただいま議題となりました報告第28号平成25年度横手市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

議案書の40ページをごらんいただきたいと思います。

本報告は、平成25年度横手市水道事業会計予算の一部につきまして、平成26年度へ繰り越しいたしましたので、地方公営企業法の規定に基づき、本議会に報告するものでございます。

概要につきましては41ページをごらんいただきたいと思います。

繰越事業は2件でございます。いずれも1款1項建設改良費の繰り越しでございます。

一つは、増田高区配水池敷地造成工事におきまして、7,792万9,000円を繰り越ししております。これは、豪雪により資材搬入ができなかったこと、また、切り土のり面上部の雪庇が崩落し、その上部での雪崩の危険性があったことから、作業を実施することができなかったためでございます。

もう一件は、増田高区配水池作業道用地取得におきまして、10万円を繰り越しております。こちらは、地権者の相続手続に時間を要したためでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第28号の報告を終わります。

◎報告第29号の上程、説明、質疑

○木村清貴 議長 日程第27、報告第29号平成25年度横手市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について報告を求めます。上下水道部長。

○高橋実 上下水道部長 ただいま議題となりました報告第29号平成25年度横手市下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

議案書の42ページをお開き願います。

本報告は、平成25年度横手市下水道事業会計予算の一部につきまして、平成26年度へ繰り越しいたしましたので、地方公営企業法の規定に基づき本議会に報告するものでございます。

概要につきまして、次のページ、43ページをごらんいただきたいと思います。

繰越事業は2件ございまして、1款1項建設改良費の繰り越しでございます。一つは、「住みよい住環境及び水質保全の実現」という名称であります社会資本整備総合交付金事業におきまして、1億1,200万円を繰り越ししております。これは、さきの3月定例会で追加補正させていただきました、国の平成25年度補正予算（第1号）に伴う事業によるものでございまして、付随する単独事業費140万円を含むものでございます。

もう一件は、流域下水道建設負担金におきまして6,720万円を繰り越ししております。これは、県事業の負担金であります。入札不調により工期が後ろにずれ込んでしまったことにより、県の長寿命化計画策定に伴う設備更新計画との調整に不測の日数を要したためでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださるようよろしくお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第29号の報告を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は午前11時10分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○木村清貴 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第28、承認第1号専決処分の承認を求めることについて（横手市市税賦課徴収条

例の一部を改正する条例)を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第1号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。財務部長。

○小丹茂樹 財務部長 ただいま議題となりました承認第1号専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書の44ページをお開きください。

本案は、地方税法の一部を改正する法律などが平成26年4月1日から施行されることに伴いまして、地方自治法の規定に基づき横手市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、これを議会に報告し、議会の承認を求めるものであります。

次の46ページをお開きください。

初めに、第1条横手市市税賦課徴収条例の一部改正についてであります。中段の附則第8条についてですが、これは肉用牛の売却による事業所得にかかわる個人市民税の課税額の特例適用期限を、現行の平成27年度から3年間延長しまして平成30年度に改めるものであります。

次の附則第10条では、改正に伴う関連条項の整理と、公害防止用設備などの課税標準の軽減に関するわがまち特例に関するものであります。こちらに関しましては、現在当市に該当する設備はありません。

次の47ページをお願いいたします。

中段、附則第10条の3では、第9項を追加して、今回の改正で新たに創設された耐震改修を行った家屋に対しての固定資産税の軽減措置の申請手続について定めております。こちらも、現在当市に該当するものはございません。

次の48ページをお開きください。

附則第17条の2につきましては、優良住宅地等のために所有期間が5年を超える土地を譲渡した場合の長期譲渡所得につきまして、課税長期譲渡所得金額の合計が2,000万円以下の部分に対しては、軽減税率が適用されております。この軽減税率の適用期限を平成26年度から3年間延長し、平成29年度と改めるものであります。

次に、48ページの下から3行目、第2条横手市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正についてありますが、この条項関係につきましては、今回の改正に伴い字句及び条項を整理したものであります。

次の49ページをごらんください。

中段からの附則の第1条では、施行日を平成26年4月1日から施行する旨定めております。第2条では市民税、第3条では固定資産税に関する経過措置をそれぞれ定めております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第1号を採決いたします。本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第1号は承認することに決定いたしました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第29、承認第2号専決処分の承認を求めることについて（横手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第2号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第2号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。財務部長。

○小丹茂樹 財務部長 ただいま議題となりました承認第2号専決処分の承認を求めることにつきましてご説明申し上げます。

議案書の52ページをお願いいたします。

本案は、地方税法の一部を改正する法律及び国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴いまして、横手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、これを報告し、議会の承認を求めます。

今回の改正は、国民健康保険の課税限度額の見直し及び低所得者にかかわる保険税の軽減拡充を図る観点から国の政令が改正されたことから、条例を改正し専決したものであります。

それでは、54ページをお開きください。

第2条第3項ただし書きでは、国民健康保険税額のうち後期高齢者支援金等課税額の限度額を「14万

円」から「16万円」に、同条第4項では、介護納付金課税額の限度額を「12万円」から「14万円」に改めるものであります。

第25条は、今回の後期高齢者支援金等及び介護納付金課税限度額の引き上げに伴う関連条文の改正であります。同条第2号では、5割軽減の基準について24万5,000円を乗ずる被保険者の範囲に、新たに世帯主を含めることを定めております。同条第3号では、2割軽減の基準について、被保険者に乗ずる金額を「35万円」から「45万円」に改めることを定めております。

附則では、施行日を平成26年4月1日からと定めております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第2号を採決いたします。本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第2号は承認することに決定いたしました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第30、承認第3号専決処分の承認を求めることについて（平成25年度横手市一般会計補正予算（第13号））を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第3号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第3号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。財務部長。

○小丹茂樹 財務部長 ただいま議題となりました承認第3号専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書の55ページをお願いいたします。

本案は、平成25年度横手市一般会計補正予算（第13号）につきまして、平成26年3月26日付で地方自治法の規定に基づき専決処分をいたしましたので、本議会に報告し、承認を求めるものであります。

次のページ、補正予算の1ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,000万円を追加いたしまして、補正後の予算総額をそれぞれ517億8,675万1,000円に定めたものがございます。

それでは、最初に歳出からご説明いたしますので、5ページをお開きください。

下段の8款土木費、5目雪対策費で、除雪費として3,000万円を追加しております。これは、本年3月に入ってから降雪などに伴いまして、除排雪経費が増嵩し、除雪費が不足を来す見込みとなったことから追加補正したものでございます。

続いて歳入ですが、上段をごらんください。

10款地方交付税で、特別交付税から3,000万円を措置し、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第3号を採決いたします。本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第3号は承認することに決定いたしました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第31、承認第4号専決処分の承認を求めることについて（平成25年度横手市病院事業会計補正予算（第4号））を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第4号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第4号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。横手病院事務局長。

○佐藤正弘 市立横手病院事務局長 ただいま議題となりました承認第4号専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書は57ページをお開きください。

平成25年度横手市病院事業会計補正予算（第4号）につきまして、3月26日付で専決処分いたしましたので、地方自治法の規定に基づきまして、本議会に報告し、承認を求めようとするものでございます。補正予算書の1ページをごらんください。

第2条は、収益的支出の予定額を補正するものでございます。市立大森病院では、昨年12月より病床利用率が100%を超過している状況が続き、また、手術件数の増加と感染症対策等推進のため、材料費が不足する見込みであることから、第1項医業費用に材料費2,000万円を増額補正しております。

第3条は、資本的収入の予定額を補正するものでございます。第2款市立大森病院の資本的収入におきまして、医療機器整備の起債額が確定したことに伴い、企業債を170万円減額しております。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億8,772万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

次のページをお開きください。

第4条は、起債の限度額を改めるもので、市立大森病院の医療機器整備事業について限度額の変更をしております。

第5条では、棚卸資産の購入限度額を改めております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第4号を採決いたします。本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第4号は承認することに決定いたしました。

◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第32、承認第5号専決処分の承認を求めることについて（平成25年度横手市一般会計補正予算（第14号））を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第5号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第5号は委員会の付託を省略することに決

定いたしました。

説明を求めます。財務部長。

○小丹茂樹 財務部長 ただいま議題となりました承認第5号専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書の59ページをお願いいたします。

本案は、平成25年度横手市一般会計補正予算（第14号）につきまして、平成26年3月31日付で地方自治法の規定に基づき専決処分をいたしましたので、本議会に報告し、承認を求めるものであります。

次の補正予算書の1ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ6億7,037万7,000円を追加いたしまして、補正後の総額をそれぞれ524億5,712万8,000円に定めたものがございます。

次に、第2条、地方債の補正であります。6ページから7ページをごらんいただきたいと思います。

第2表、地方債補正のとおり、道路施設点検事業を追加し、元気の出る地域づくり事業など21件について起債の限度額を変更し、増田町診療所事業など2件を廃止しております。

それでは、主な補正の内容につきまして、歳入からご説明いたしますので、10ページをごらんください。

10ページ、2款の地方譲与税から11款の交通安全対策特別交付金までは、平成26年3月31日付で確定している内容でありまして、国・県などからの交付金が確定したことによる補正であります。

10款の地方交付税では、10億9,203万4,000円の増額となっております。これは、特別交付税の交付決定などに伴う増額分であります。特別交付税につきましては、平成25年度の交付額が総額で21億327万9,000円に決定となりました。これは、平成24年度の実績分と比較しますと、1億812万1,000円、約5%のアップとなっております。

次の14款国庫支出金であります。7,086万8,000円の増額となっております。これは、小学校統合事業に係る学校施設環境改善交付金の増によるものであります。

15款県支出金では、1,002万円を増額しております。これは、秋田県灯油購入費緊急助成事業費補助金によるものであります。

18款繰入金では、財政調整基金繰入金を3億4,183万2,000円を減額しております。これは、財政調整基金の取り崩し分を全額減額する補正でございます。

21款の市債であります。起債額が最終的に確定したことに伴いまして、総額2億8,840万円を減額しております。

続きまして、歳出をご説明いたします。18ページをお開きください。

5款労働費、1項1目労働費で安定雇用・人材育成促進事業について1,568万2,000円を増額しております。これは雇用奨励金の申請件数の増に伴う増額補正であります。

19ページをごらんください。

7款商工費、1項2目商工業振興費で、地域総合整備資金貸付事業を1,300万円減額しております。これは、事業実績に基づく貸付金の減額であります。

8款土木費、2項3目道路新設改良費で、くらしのみちづくり事業を2,240万円減額しております。これは事業費の実績によるものであります。

21ページをお願いいたします。

10款教育費、1項2目事務局費で、公用車購入事業を2,300万円減額しております。これは、スクールバス8台の購入事業で、実績による減額であります。

22ページをお願いいたします。

13款諸支出金、1項2目減債基金費で、減債基金積立金として7億4,638万6,000円を追加補正しております。これは、歳入歳出の一般財源を調整し、地方財政法第7条に基づく減債基金にその余剰分を積み立てし、収支の均衡を図ったものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第5号を採決いたします。本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第5号は承認することに決定いたしました。

◎承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第33、承認第6号専決処分の承認を求めることについて（平成25年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第4号））を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第6号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第6号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。上下水道部長。

○高橋実 上下水道部長 ただいま議題となりました承認第6号についてご説明申し上げます。

議案書は61ページをお開き願いたいと思います。

平成25年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、平成26年3月31日付で専決処分をいたしましたので、地方自治法の規定によりまして本議会に報告し、承認を求めようとするものでございます。

補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

第1条では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,030万円を減額し、歳入歳出予算額の総額を歳入歳出それぞれ4億8,393万3,000円とするものであります。

第2条では、地方債の変更をするものであります。

初めに、歳出からご説明申し上げますので、7ページをお開き願います。

下段の歳出であります。2款1項1目集落排水施設事業費につきまして、事業費確定に伴う工事請負費の精算により、補助事業費から213万5,000円、単独事業費から816万5,000円をそれぞれ減額し、1,030万円を減額するものであります。

また、2款1項2目集落排水施設機能強化事業費につきましては、地方債の額が確定したことにより、財源振り替えをするものでございます。

次に、同じページ上段の歳入をご説明いたします。

8款1項1目集落排水施設整備事業債につきまして、1,030万円を減額するものでございます。

次に、3ページをお開き願います。

地方債の補正につきましては、事業費の確定により、集落排水事業の地方債の限度額を5,170万円から4,140万円に変更するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第6号を採決いたします。本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第6号は承認することに決定いたしました。

◎承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第34、承認第7号専決処分の承認を求めることについて（平成25年度横手市下水道事業会計補正予算（第4号））を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第7号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第7号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。上下水道部長。

○高橋実 上下水道部長 ただいま議題となりました承認第7号についてご説明申し上げます。

議案書の63ページをお開き願いたいと思っております。

平成25年度横手市下水道事業会計補正予算（第4号）につきまして、平成26年3月31日付で専決処分を行いましたので、地方自治法の規定によりまして本議会に報告し、承認を求めようとするものでございます。

補正の内容でございますが、補正予算書の1ページをお開き願います。

第2条でございますが、資本的収入の予定額の補正でございます。第1款資本的収入の総額12億4,535万1,000円から400万円を減額し、収入総額を12億4,135万1,000円とするものでございます。

第1項企業債400万円の減額は、企業債借入額の確定によるものでございます。

なお、資本的支出額に対して不足する額5億7,136万9,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金を3億6,793万6,000円に改め、不足額を補填するものでございます。

第3条では、公共下水道事業の企業債の限度額を1億6,130万円から1億5,730万円に変更するものでございます。

詳細につきましては、3ページ以降の補正予算に関する説明書に記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第7号を採決いたします。本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第7号は承認することに決定いたしました。

◎議案第4号の上程、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第35、議案第4号横手市議会事務局設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第4号については、会議規則第37条第3項の規定により趣旨説明及び委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第4号については趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議案第4号は議員全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして、直ちに討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第4号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第94号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第36、議案第94号横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○佐野司 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第94号横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の65ページをごらん願います。

本案は、児童福祉法第25条の2の規定に基づく要保護児童対策地域協議会を設置するため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

内容につきましては、66ページに記載しております。

横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第2条で定める別表の区分の項において、「児童虐待防止連絡会」を「要保護児童対策地域協議会」と名称を改めるものであります。

附則として、施行日を公布の日からとしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第95号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第37、議案第95号横手市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

○小丹茂樹 財務部長 ただいま議題となりました議案第95号横手市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の67ページをお願いいたします。

提案理由であります。本案は、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

今回の改正内容は、大きく2点であります。まず1点目は、法人市民税の引き下げについてであります。税率をこれまでの14.7%から12.1%に引き下げることであります。これは、地域間の財源の偏在性を是正し財政力格差縮小を図るため、法人市民税の法人税割の一部を国税化し、地方交付税の原資とするためのものであります。

大きな2点目は、軽自動車税の税額の引き上げであります。内容であります。来年度の平成27年度以降、新規購入された四輪、三輪についての税率を現行の1.25から1.5倍に引き上げ、また、原付や二輪の税率を現行の1.5倍に引き上げることなどが主な内容であります。

それでは、条文について説明いたしますので、68ページをお開きください。

中段より下の第34条の4であります。法人市民税の法人税割を14.7%から12.1%に税率を引き下げることを定めております。

69ページをお願いします。

4行目からの第82条第1号は原付の、同条第2号以下では、軽自動車や小型特殊自動車などの改正する税額を定めております。

70ページをお願いいたします。

中段より下、第16条では、最初の新規検査から13年を経過した四輪車などにつきまして、グリーン化を進める観点から、平成28年度から重課課税となることを定めております。

71ページの一番下にありますが、附則第1条では、施行日を平成26年10月1日と規定しております。法人市民税の引き下げ部分は、平成26年10月1日から、また、軽自動車税の関係の主な部分は、平成27年4月1日からと規定しております。

なお、税額の一覧などにつきましては、議案説明会の資料7にも記載しておりますので、ごらんいた

だきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第96号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第38、議案第96号横手市ふれあいセンター設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

○石山清和 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第96号横手市ふれあいセンター設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の76ページをお開き願います。

本案は、横手市ふれあいセンター、いわゆるかまくら館5階部分を市民の皆様方にご利用いただけるようにするために、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

内容についてご説明いたしますので、77ページをお開き願いたいと思います。

第3条は、同センターを構成する施設を規定しているもので、第1号かまくら館に研修室1から研修室4を加え、記載のとおり改めるものでございます。

使用料について規定しております別表第2号につきましては、「かまくら館研修室等」に改め、区分に研修室1から4を追加し、その使用料を現在貸し出しておりますミーティングルームと同額にしようとするものでございます。

また、表下段、備考1は、営業目的の使用料を規定、備考2につきましては、映像室及びかまくら室における入場料の適用を定めてございます。

なお、附則では、施行期日を平成26年9月1日としております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番播磨博一議員。

○9番（播磨博一議員） このかまくら館のふれあいセンターですけれども、かねてから市民の方々からの要望が強かったということで、大変こういった形で利用できるというのは結構なことだと思います。

ちょっと使用料についてお伺いしたいと思いますけれども、今回の場合は研修室等ということで、ミーティングルームに研修室が4つ加わったということになりますけれども、いわゆる消費税の関係にな

りますけれども、従前の5%時代の数字が出ているわけですが、考え方としてはこの中に8%の、例えば840円とか1,050円とか、中に8%の消費税が含まれての使用料という形になっていると思います。例えば1,050円の場合ですけれども、そうなりますと、税額を8%だとすると、84円の消費税で、実質の使用料が966円という形になろうかと思えますけれども、そうなりますと、市民にとっては実質値下げというふうな考え方になろうかと思えますけれども、それでよろしいのでしょうか。

○木村清貴 議長 総務企画部長。

○石山清和 総務企画部長 消費税の取り扱いにつきましては、3月定例会もそのとおりでございましたが、各生涯学習センターを含むさまざまな公共施設の料金について現状維持と、確かに消費税については5%から8%に上がるわけでありますけれども、市民の皆様方に利用していただきやすい環境をつくっていかうというふうな考え方のもとで、今、議員がおっしゃったとおり、実質的には値下げという形になろうかと思えますが、そういった形をとらせていただきましたので、今回のかまくら館につきましても同様の取り扱いをさせていただいたところでございます。

以上であります。

○木村清貴 議長 播磨博一議員。

○9番(播磨博一議員) 市民の方々からすると大変結構なことだと思います。近い将来だと思いますけれども、消費税が10%に上がるというふうな情勢がありますけれども、その際の対応方についてはどのようにお考えでしょうか。

○木村清貴 議長 総務企画部長。

○石山清和 総務企画部長 3月の定例会の際にも、その点についてのお話でしたが、改めて10%が実施されるということの段階の中で、これを全ての公共施設の使用料については再検討させていただくというふうな答弁をさせていただいておりますので、そういうような考え方を持っているところでございます。

○木村清貴 議長 ほかに質疑ありませんか。

6番遠藤忠裕議員。

○6番(遠藤忠裕議員) 教育委員会が移転する、あるいは市長室をこの庁舎に移転するという、3月定例会の中で、駐車場の不足が言われていました。今回これを実施するに当たって、駐車場の手当てはどのようになされたのか。このままの状況で、また人を集めるという形が果たしていいのか悪いのか、そこら辺のご検討されたことだと思いますので、お答えいただきたいと思えます。

○木村清貴 議長 総務企画部長。

○石山清和 総務企画部長 駐車場問題につきましては、やはり大きな課題でございまして、その点についてはすぐにはやっぱり解決できないというふうな思いをしているところでございます。

しかしながら、それぞれの施設の駐車場の問題もさることながら、かまくら館の場合の取り扱いについては、大変な課題というふうなことを思っております。特に夏場につきましては、今日の駐車場の

状況を見ていただければおわかりかというふうに思いますが、若干の対応可能な状況があると思っておりますが、冬場については非常に大きな一層の課題という考え方を持っております。この点につきましては、Y²ぷらざの駐車場に置いて、歩いてきていただくというふうなことも、場合によっては考えなければならないというふうなことも思っておりますが、いずれこの周辺の駐車場確保の関係については、その可能性については、今後ともさまざまな角度で検討していかなければいけないだろうという思いをしております。

一応、冬場の関係についての特に確定申告の際、あるいは市民税の申告の際の問題が非常に顕著なわけございまして、この関係については3月定例会でも若干お話しさせていただきましたが、条里南庁舎の講堂のほうを申告の会場にしていこうというふうなことも、現在検討されております。そういった点を含めて、一層その解消について、あるいは確保について検討を重ねてまいりたいというふうに思っております。

○木村清貴 議長 6番遠藤議員。

○6番（遠藤忠裕議員） 今、部長、冬の話、あるいは議会との絡み、申告のこと、申されました。私もそういう特殊なときだけがこの駐車場問題なのかなという思いでございましたが、先月ですか、4月か5月だったと思うんですが、夕方6時ぐらいに来たときに、この横手市役所の周辺の関連する駐車場が全部満杯でした。何か事業があったのかどうか、私もそこまでよくわからないんですが、どうも情報によりますと、いわゆる市役所の関係、あるいはかまくら館を利用するための方々の車ではないような情報でした。ということは、そういうふうな満杯でかまくら館を利用される中で、駐車場の確保というのは非常に大きい問題だろうと私は感じました。それを、今後の課題としてというような話でいってしまっているのかなという疑問を持っています。利用される方々ですが、皆さん歩いてきたり、自転車に来ていただくということなんだろうと思っておりますが、やはり車利用が多いのではないのかなという心配をします。

例えば、この前、冬にかまくら館の横の駐車場で落雪の事故がございました。多分ああいう方々の利用者が結構いるんだと思います。夕方から夜にかけて。だから、そこら辺との絡みもあわせて検討していかないと、なかなかこれは解決がつかない。我々は議会があるから、議会のときはY²ぷらざの駐車場にとか、そういう暫時的に我々を移行させるというのはそれは構わないと思います、今までもやってきましたから。ただ、一般が使う中で、特にかまくら館をこの形で利用する市民の方々が、必ず苦情を出してくると思います。私は、最初からそういう対策も立てないで、利用させますよという市としての姿はどういうものなのかなという疑問を持っています。ぜひ、そういう点を早目に解決できるような方策を考えるべきだと思います。そこら辺はいかがですか。

○木村清貴 議長 総務企画部長。

○石山清和 総務企画部長 かまくら館専用駐車場といいますか、夜間の使用につきましては、議員からご指摘のとおり、この周辺、夜になりますと非常に満杯の状態があるという、そうした認識はしてござ

います。これは一つにこの地域の、あるいは横手市の夜の活性化と申しますか、そういった面では非常にいい形でもあるのではないのかなという思いも一部ではしております。

ただ、夜間にかまくら館を使つてのそれぞれの会合等がある場合についての対応につきましては、いわゆるかまくら館の専用駐車場として、ちょうど南側のほうへ看板を立てながら置いてあるわけでありまして、そこにはロープがかけられる設備もございます。改めてそうした会合に、一定の駐車場の確保のためには、それらの設備も活用しながら利用者の方々の利便性にしっかりと応えてまいりたいというふうに思っております。

○木村清貴 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第97号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第39、議案第97号横手市火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。消防長。

○伊藤弘明 消防長 ただいま議題となりました議案第97号横手市火災予防条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書の79ページをお開き願います。

提案理由であります、消防法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、現行条例の一部を改正したいので、本案について地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、昨年8月に京都府福知山で発生した花火大会での火災を踏まえ、不特定多数の者が集合する催しにおいて、ガスコンロなどの火気を使用する露店、屋台等に消火器の設置と届け出を義務づけたこと、また、露店等の数が100を超えるなど一定規模の催しについて、指定催しとして指定し、関係者に火災予防に関する業務計画書の作成とあわせて消防機関への届け出を義務づけたものであります。

内容の説明をいたしますので、次のページをお開き願います。

目次中「第6章 避難管理」を、「第6章 避難管理」と「第6章の2 屋外催しに係る防火管理」の2章に改め、条文においては第18条第1項中の13号及び10号から12号までを、それぞれ1号ずつ繰り下げ、9号の次に10号として、不特定多数が集合する催しにおいて液体燃料を使用する場合の消火器設置義務の条文を追加したものでございます。

第19条第2項、第20条第2項、第21条第2項及び第22条については、第18条1項10号の追加による条文の整理を行ったものであり、固体燃料、気体燃料及び電気等を使用する火気器具についても消火器の設置義務が生じることとなります。

次に、第6章の2、屋外催しに係る防火管理の中の指定催しの指定に係る第47条の2第1項では、大規模な催しに指定する要件について、第2項では、指定催しに指定する際の関係者からの意見聴取について、第3項では、指定催しに指定したことの関係者への通知と公示について定めております。

次に、第47条の3第1項では、指定催しを主催する者の防火管理に関する責務について定めております。

82ページにお進みください。

1号から6号までは、防火計画に盛り込む具体的な事項について規定しており、第2項では指定催しの届け出について定めております。

次に、火災と紛らわしい煙を発生する行為の届け出を定めた第50条に、火気を使用する露店等の開設を6号として追加し、また、罰則規定を定めた第54条に、罰則の対象として防火に関する計画書を提出しなかった者を新たに追加したものであります。

次に、第55条では、罰則の対象を法人に加え、法人でない団体の代表者または管理人も含むとされ、また、第2項では、訴訟となった場合の代表も同様と定めております。

附則では、施行期日を公布の日からとし、経過措置では、条例施行日から起算して14日までに終了する催しについては、催しの指定や届け出を要しないこと、また、条例施行以前の行為に対する罰則の適用もないこととされております。

なお、横手市管内では、指定催しとして届け出が必要となる催しは、現状ではないものというふうに考えております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

暫時休憩いたします。

再開は午後1時15分といたします。

午後 0時02分 休 憩

午後 1時15分 再 開

○木村清貴 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第98号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第40、議案第98号財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○遠藤久志 建設部長 ただいま議題となりました議案第98号財産の取得についてをご説明いたします。
議案書の84ページをお開きください。

初めに、提案理由であります。建設機械の購入に当たり、横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

購入する機械の名称は、除雪ドーザ11トン級（マルチプラウ付）1台であります。納入場所は横手地域局です。契約方法は指名競争入札。購入金額は1,652万4,000円です。購入の相手方は横手市赤坂字沢口29番地、有限会社県南重車輛整備工場、代表取締役浦部賢逸氏であります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、産業建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第99号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第41、議案第99号財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○遠藤久志 建設部長 ただいま議題となりました議案第99号財産の取得についてをご説明いたします。
議案書の85ページをお開きください。

提案理由は、先ほどと同じように、横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

購入する機械の名称は、除雪ドーザ11トン級（バケット付）2台であります。納入の場所は雄物川地域局と十文字地域局でございます。契約の方法は指名競争入札。購入金額は3,062万8,800円です。購入の相手方は横手市外目字檀森44番地2、コマツ秋田株式会社横手支店、支店長小林富雄氏でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、産業建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第100号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第42、議案第100号財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○遠藤久志 建設部長 ただいま議題となりました議案第100号財産の取得についてをご説明いたします。

議案書の86ページをお開きください。

初めに、提案理由であります。建設機械の購入に当たり、横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

購入する機械の名称は、除雪ドーザ14トン級（バケット付）1台です。納入場所は平鹿地域局です。契約方法は指名競争入札。購入金額は1,817万6,400円です。購入の相手方は横手市外目字檀森44番地2、コマツ秋田株式会社横手支店支店長、小林富雄氏であります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、産業建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第101号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第43、議案第101号財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。消防長。

○伊藤弘明 消防長 ただいま議題になりました議案第101号財産の取得についてご説明申し上げます。

議案書の87ページをお開きください。

本案は、消防ポンプ自動車（CD-I型）1台を購入しようとするもので、横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

契約の方法は指名競争入札であります。購入金額は2,084万4,000円で、購入の相手方は横手市寿町1番28号、株式会社タカギ、代表取締役高橋龍憲氏であります。

購入しようとする車両は、雄物川消防団に配備されております購入から18年が経過した消防ポンプ自動車を更新配備するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第102号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第44、議案第102号財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。消防長。

○伊藤弘明 消防長 ただいま議題となりました議案第102号財産の取得についてご説明申し上げます。
議案書の88ページをお開き願います。

本案は、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（I－B型）1台を購入しようとするもので、横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

契約の方法は指名競争入札であります。購入金額は5,691万6,000円で、購入の相手方は横手市寿町1番28号、株式会社タカギ、代表取締役高橋龍憲氏であります。

購入しようとする車両は、雄物川分署に配備されております購入から20年が経過した水槽付ポンプ自動車を更新配備するものであり、緊急消防援助隊登録車両となります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第103号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第45、議案第103号財産の無償貸付け及び減額貸付けについてを議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

○小丹茂樹 財務部長 ただいま議題となりました議案第103号財産の無償貸付け及び減額貸付けについてご説明申し上げます。

議案書の89ページをお願いいたします。

まず、貸し付けする財産であります。建物は旧山内学校給食センターで、面積は365平方メートル、土地は横手市山内土渕字菅生37番地16で、面積は771平方メートルであります。貸付けの相手方は記載のとおり、株式会社ウッディさんないであります。貸付料の額であります。建物は無償とし、土地は横手市普通財産貸付料算定基準により算出した額の2分の1とするものであります。

貸付料を無償及び減額する理由ですが、このことにより、本市6次産業化の先進事業として支援し、雇用創出や地元食文化の強みを生かした発信事業として市の産業振興を図るためであります。

次の90ページをお願いします。

貸付けの期間は、契約締結の日から平成29年3月31日であります。

市では、普通財産となった空き公共施設の利活用を図るため、一定の方針を決め、この2月の行政課題説明会においても議員の皆様概要をご説明いたしました。このたび当該施設を利用したいとの申請を受けまして、先ほどの貸付け理由で地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

す。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第104号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第46、議案第104号財産の無償貸付け及び減額貸付けについてを議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

○小丹茂樹 財務部長 ただいま議題となりました議案第104号財産の無償貸付け及び減額貸付けについてご説明申し上げます。

議案書の91ページをお願いいたします。

貸付けする財産であります。建物は旧大雄学校給食センター及び旧大雄中学校食堂棟、配膳室、渡り廊下で、面積は690.37平方メートル、土地は横手市大雄字狐塚261番地の内で、面積は876平方メートルであります。貸付けの相手方は記載のとおり、農事組合法人大沢ファームであります。貸付料の額であります。建物は無償とし、土地は横手市普通財産貸付料算定基準によって算出した額の2分の1の額とするものであります。

貸付料を無償及び減額する理由ですが、このことにより、本市6次産業化の先進事業として支援し、果樹産地横手の活気づけや雇用創出など、横手市の産業振興を図るためであります。

次のページには貸付けの期間を契約締結の日から平成29年3月31日までと定めております。

先ほどの議案第103号と同様に、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願ひいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

12番奥山豊和議員。

○12番（奥山豊和議員） 6次産業の拠点ということでご尽力いただいている部分に関して敬意を表したいと思うんですが、今回、食堂部分ということなんですけれども、校舎、それからつながっている部分、校舎部分の利用というのは、あわせて何か検討はされたんでしょうか。

○木村清貴 議長 財務部長。

○小丹茂樹 財務部長 今のところ、農事組合法人さんからは利用したいという申請はございません。市の内部的には、まだ、これに活用したいという方針はとりあえず決定はしていないという状況であります。

○木村清貴 議長 24番齋藤光司議員。

○24番（齋藤光司議員） ようやくここまで来たかというのが本音です。よくここまで来たなと思いがらですけれども。ただ、出てきてよかったなではなくて、これからやっぱり種々の例えば維持管理費用を貸し付けた相手方がどこまでやっていくのか、そういう細かいところがまだ報告になってない、委員会でやるんでしょうけれども。でも、せっかくこうやって出てきた以上、その辺のこまいところをひとつお願いをしたいし、貸す条件として、やはり保険には入ってもらうとか、そういう部分も含めて、細かいところまで詰まっているのかどうか、教えてください。

○木村清貴 議長 財務部長。

○小丹茂樹 財務部長 空き公共施設の利活用について、今回の場合もそうですけれども、現況で貸付けするということで、簡易な改善ですとか一定の費用につきましては、借り受ける先が負担するということをご理解をいただいております。よろしく申し上げます。

○木村清貴 議長 24番齋藤議員。

○24番（齋藤光司議員） そこはわかるんですよ。ところが、このような形の中で、異常気象が続いてますよね。例えば十文字西中にもありましたけれども、屋根が飛ばされるとか何かあるわけですよ、さまざま想定されるものが。だから、貸すんだったらその分まで含めて、さっき言ったとおりに総合共済でも何でもいいから保険に入る条件づけとか、何かが必要だろうと。逆に、今、契約するとき。後から飛んだから、正直に言うと、前の特養でないけれども、何千万以上の修理賃だったらいくら出すとかというのは、最初に決めておきましたけれども、今それないわけでしょう。出てないわけです。そういう中で減免とただ貸すというところだけ、それから、今のこの報告というか、要するに中では、最低何年借りるのよ。要らなくなればすぐ戻してもいいのか。そういう部分も全然説明ないわけですよ。だから、そういう部分も、ぜひともみんなのいる前で教えていただきたい。そして、大いに利用していただきたいということで、大いにPRしてくださいよ。お願いします。

○木村清貴 議長 財務部長。

○小丹茂樹 財務部長 今回のような貸し付けにつきましては、そういう公益的な理由ということで貸付料を無償、もしくは相当の減額をして、使いやすいような金額で設定させていただいています。というように、一定の負担につきましては、借りる先でご負担いただくということをご了解はいただいております。

それから、貸付けの期間につきましては、今、議案書の中で申しあげましたとおり、おおむね3年ということで、今回の場合は契約締結の日から29年の3月31日までということにしております。実務的には当面3年間の2回、6年間ほどは現行のような無償の貸付けもしくは減額した貸付けを想定しております。6年ぐらい過ぎますと事業の安定化ということもありますし、公益的な目的ということも大分変わってくるかと思えます。6年後は会社の経営状況等を見ながら、その後の契約については、直接相手方とご相談をしていきたいというふうに思っております。

建物の保険ですけれども、これは相手方がご負担していただくということを想定しています。

○木村清貴 議長 ほかに質疑ありませんか。

【発言する者なし】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第105号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第47、議案第105号平成26年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入額の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。商工観光部長。

○浮嶋伸 商工観光部長 ただいま議題となりました議案第105号平成26年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入額の変更についてご説明を申し上げます。

議案書の93ページをお開き願います。

内容でございますが、市の直営温泉施設に従事する一般職員人件費の増額分と、それから、平成25年度のふるさと納税を原資とするふるさと応援基金を寄附者の意向に沿って事業を展開するために、基金を取り崩し充当するために、一般会計から市営温泉施設特別会計への繰入限度額を1億7,675万1,000円に改めようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、産業建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第106号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第48、議案第106号平成26年度横手市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

○小丹茂樹 財務部長 ただいま議題となりました議案第106号平成26年度横手市一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億8,254万円を追加いたしまして、補正後の歳入歳出の予算総額をそれぞれ558億6,054万円に定めようとするものであります。

次に、第2条、地方債の補正ですが、5ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正のとおり、地域情報通信基盤整備推進事業を追加し、県営経営体育成基盤整備事業など5事業を変更するものであります。

今回の補正予算では、歳出全般にわたり、人件費の4月人事異動に伴う現員現給の過不足額を調整しているほか、公共施設の雪害等によります被害箇所の修繕経費を計上しております。

それでは、歳出の主なものについて説明いたしますので、14ページをお願いいたします。

14ページ、2段目ですが、2款総務費、1項1目一般管理費で、一般職人件費として1億8,940万7,000円を計上しております。これは、4月の人事異動に伴う現員現給分の補正でございます。

一般会計全体の人件費につきましては、一番後ろの32ページの給与費明細に記載しておりますけれども、一般職分につきましては、13名の人数が減となっておりますが、共済掛金の増額で全体で2,670万円の増となっております。

同じく14ページ、7目企画費で、コミュニティ助成事業として2,610万円を計上しております。これは、自治総合センターによる宝くじの助成事業で、十文字地域の梨木地区及び雄物川地域の中島地区の会館新築工事及び備品購入費など、4地区への助成金の補正であります。

15ページをお願いいたします。

同じく10目電算情報管理費で、地域情報通信基盤整備推進事業として1億5,403万円を計上しております。これは、光ブロードバンドの未整備地区解消のため基盤整備を推進する事業で、整備対象地区は山内地域の南郷地区並びに増田地域の狙半内地区であります。

18ページをお願いいたします。

3款民生費、2項1目児童福祉総務費で、一時預かり事業として524万5,000円を計上しております。これは、一時預かり事業を実施する私立の保育所5カ所への補助金であります。

同じく保育士等処遇改善臨時特例事業として4,238万6,000円を計上しております。これは、私立の保育所の保育士等の処遇改善に要する費用に対し、補助金を交付する事業であります。

次の19ページをお願いいたします。

下から2段目、5項1目災害救助費で、災害見舞金支給事業として1,500万円を計上しております。これは、昨年度の雪害により被災された市民の方5名の世帯への災害弔慰金であります。

次に、4款衛生費、1項2目予防費で、予防接種事業として2,766万5,000円を計上しております。これは、本年10月から定期予防接種化される見通しの成人用肺炎球菌並びに水痘の予防接種費用の補正であります。

次の20ページをお願いいたします。

同じく3目健康増進費で、がん検診クーポン推進事業として2,014万2,000円を計上しております。これは、クーポンによる働く世代の女性支援のためのがん検診事業の経費でありまして、子宮がん検診及び乳がん検診が対象であります。

次の21ページです。

5款労働費、1項1目労働諸費で、緊急雇用基金事業として2,397万7,000円を計上しております。これは、県の基金事業で、いずれも委託による秋田県南若者サポートステーションよこて支援事業など4事業の事業費であります。

続いて6款農林水産業費、1項3目農業振興費で、果樹振興費として1,350万円を計上しております。これは、果樹販売を行う農業者による生産施設整備に対する県単独補助で、補助率3分の1以内の事業である活気あふれる果樹産地育成事業に400万、果樹の雪害費用の予防対策として、リンゴやブドウなど枝折れを防止するための木柱の購入補助として補助率3分の1で支援する果樹産地強靱化対策事業に950万円を計上するものであります。

22ページをお願いいたします。

同じく8目農地費で、多面的機能支払交付金として1億4,578万4,000円を計上しております。これは、農地・水保全管理支払交付金が国の制度改正により本事業に変更となったもので、事業単価の改正などによる増額補正であります。

同じく9目農業施設費で、有機センター等管理経費として2,810万1,000円を計上しております。これは大雄堆肥センター及び平鹿有機センターの雪害被害箇所等の修繕経費であります。

24ページをお願いいたします。

8款土木費、2項2目道路維持費で、道路維持管理費に1,000万円を計上しております。これは、今年の冬の雪などによりまして、特に破損の激しいガードレール、ガードパイプの修繕経費であります。

続いて26ページをお願いいたします。

同じく4項都市計画費、3目街路事業費で、地方道路交付金事業を5,905万7,000円減額しております。これは、中央線事業費で国の補正予算による平成25年度への事業前倒しに伴う事業費の減額であります。

28ページをお願いいたします。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費で、公共施設再生可能エネルギー等導入事業として374万7,000円を計上しております。これは、実施設計が確定したことによる小学校4校への導入事業費の補正であります。

同じく3項中学校費、1目で学校管理費、公共施設再生可能エネルギー等導入事業として606万9,000円を計上しております。これも、実施設計が確定したことによる中学校2校の導入事業費の補正であります。

30ページをお願いいたします。

同じく5項1目保健体育総務費で、スポーツ立市よこて推進事業として500万円を計上しております。これは、横手市体育協会で開催するスポーツ振興事業費の負担金であります。

次に、歳入についてご説明いたしますので、前に戻りまして8ページをお願いいたします。

8ページ、歳入のうち14款国庫支出金では、7,929万円を計上しております。これは、情報通信利用環境整備推進交付金、それから、保育緊急確保事業費補助金などによるものであります。

15款県支出金では、4,457万4,000円を計上しております。これは、緊急雇用創出臨時対策基金事業費補助金などによるものであります。

20款諸収入では、4,323万4,000円を計上しております。これは、自治総合センターコミュニティ助成事業助成金及び市有物件等災害共済会共済金によるものであります。

21款市債では、5,590万円を計上しております。これは、地域情報通信基盤整備推進事業に係る合併特例事業債などであります。

18款繰入金で、財政調整基金から1億4,189万9,000円を繰り入れるなどによりまして、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

8番寿松木孝議員。

○8番（寿松木孝議員） コミュニティ助成事業についてちょっとお聞きしたいと思います。

この手のものというのは、さまざまな国産材の推進を図ったメニューから含めて、さまざまな施策があった中で、その中をセレクトしながら多分いろいろな各地域におろしていつている形の事業だというふうに認識はしているんですが、今どれくらい申し込みがあって、優先順位を含めまして、どういう形でこれが事業化になっていつて、場所が特定されていくかというような、その一連の流れがちょっと私は理解できていませんでしたので、教えていただければなというふうに思います。

○木村清貴 議長 総務企画部長。

○石山清和 総務企画部長 その年度によりまして手を挙げる中身、それから件数なども変化がございます。今回の場合につきましては、旧年度中にそれぞれ手挙げがあったわけですが、今回はおおむね希望されたところのみというふうに伺っております。その内容としては、コミュニティ助成のいわゆる会館の新築につきましては1件、それから、そのほかに鹿嶋送り保存会の備品関係の補助金、それから町内会館の新築及びその備品関係、備品とセットというふうなものでございますし、あとは、集落の文化財にかかわる太鼓等の案件というふうな形でございました。いずれ、既成の枠を超えた部分について応募がございました場合につきましては、過去の採択の地域などを勘案しまして、それに見合う形におさめる判断をしているところでございまして、重複して同一地域に何年も連続していくということのないような配慮だけはさせていただいているというふうに考えてございます。

以上であります。

○木村清貴 議長 8番寿松木議員。

○8番（寿松木孝議員） 特定の地域にいっぱいやっているとか、そういう話ではなくて、私がお聞きしたいのは、例えば、公民館なり地域の会館を建てたいんだという要望があったとします。そこが、たまたま、今1個しかなかったのかどうかということも含めて、過去に例えば申し込みがあって、順番待ちをしているんだけど、その順番どおりにいつているのか、それとも地域をバランスする中で、どう

しても優先的になってしまうところがあったのか、そういうことも含めまして、要するに、市民の方々がその地域の会館なり何なりを要望したときに、どういう形で決まっているんですかということが体系的にわからないと、非常に答えにくい部分だというふうに思っています、問い合わせされたときに。例えば、おたくの地域は、ほかのところは建ったから、しばらく回ってきませんよという話なのか、そうではなくて、現況に合わせて、例えば急いで、非常に古い建物で危険だとするならば、それは可能性がありますよという話をできるのか、そういうのも含めた話が必要だというふうに思っています。

今話を聞いていると、なかなかバランスばかり見ていて、実際に必要なところに行き届かないのではないかとということが一つと、それからその申し込み方法も集落から、例えばどういう形で依頼があったところに行くのかということも含めたところが、何か見えてこない。もうちょっと具体的に教えていただけますか。

○木村清貴 議長 総務企画部長。

○石山清和 総務企画部長 まず、全額、やはり100%補助ではございませんので、当然ながら事業規模がそれぞれ非常に大きいところ、あるいは小さいところいろいろあるようでございます。私どものほうにコミュニティ助成の日程の枠的なものも当然ながらあるわけございまして、その中でおさまる範囲内のものというふうなことで、複数重なった場合については、さらに地域性を考慮してというふうな形を現段階ではとらせていただいているところであります。

あと、集落会館等々のお話に当たりましては、やはりそれぞれ窓口が経営企画になるわけでありまして、数年前からいろいろとお話が来ていると。打診があるということでございまして、まずはそういうところについては、一定のこういうふうな事業があるということでご説明しながら、それをそれぞれの集落でご判断いただくというふうなケースをとっておる、そういう形をとっているところでございます。

一応そういった形で、政策会議の中で判断して、決定を行っているというふうな状況でございます。

○木村清貴 議長 8番寿松木議員。

○8番（寿松木孝議員） 3回目ですので、もうこれで終わりにしますけれども、言わんとすることはわからないわけではないんですが、例えば、先ほども言ったんですけれども、この手の事業のメニューの中には、国産材の材木を100%使用すると、3割ぐらいの自己負担で建てられるものがあつたりだとか、それとも、ほかの事業でいけば、半額負担で建てるものがあつたりだとか、さまざまなメニューがあることも承知しています。そういうのを体系的に全て経営企画で把握して、経営企画でその優先順位を含めまして調整してやっているのかということところが非常に不明確というか不明瞭、要するに私たちから見てもわからないし、地域の住民の皆さんから見てもなかなかわかりにくいのではないかなというふうに思います。当然、高度な政治判断が必要となる場合もあるかとは思いますが、ぜひできるだけわかりやすく、要するに今、例えば20集落から申し込みが来ているだとか、25集落から来ているだとか、そうすると自分たちの集落としては、例えば半分補助だとすれば、半分の分を自己負担するためには何

年間かかって積み上げ方式で積み立てするだとか、さまざまなやり方の中で計画が立てられるわけですよ。今のままだと全くわからなくて、たまたまぼんと話が来たときに、今手持ちの資金がなくてと言われると、あと終わってしまうという内容のように聞こえますので、ぜひそこら辺を逆に教えてあげることが地域のためになるというふうに、情報を出すことが地域のためになるというふうに考えますので、ぜひそういう形になるかならないかも含めたところを再度お聞きして終わりたいと思います。

○木村清貴 議長 総務企画部長。

○石山清和 総務企画部長 議員からご指摘のとおりの内容については、広く市民の方々に、そしてまた、私どもにご相談があったケースについては、できるだけそれぞれ補助制度の内容のいいものをお知らせしていきたいというふうに思っています。

○木村清貴 議長 14番菅原正志議員。

○14番（菅原正志議員） 2点お伺いします。

1点目は、果樹振興費についてであります。私、地域づくり協議会に、平鹿のところに出ましたところ、果樹農家の方が来ておまして、市長に農薬補助の件について質問がありました。1年延長していただいたということで大変感謝をしておりましたが、その席で、やはりこういう場面が場面だけに、1%でも2%でもいいから上乗せしていただけるとありがたいという、農薬補助の件ですが、そういう意見があったのを覚えております。そういうことについて、ずっとではなくて、今年1年だけでもそういう、20%に加えて上乗せするようなお考えがあるのかどうか、そこをお伺いします。

○木村清貴 議長 農林部長。

○佐々木隆 農林部長 ただいまの件であります。今回は果樹強靱化対策、果樹支援対策を打ち出しております。今度の9月議会までにはさまざまな部分についての再度果樹強靱予防対策、あるいはこれからの果樹支援対策について、内部でいろいろ検討しながら進めてまいりたいと思いますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○木村清貴 議長 14番菅原議員。

○14番（菅原正志議員） ぜひよろしくお願いいたします。

続きまして、多面的機能支払交付金についてお伺いします。

農家にとっては大変ありがたい制度だと思います。できれば100%の農家がこの制度を利用してやってほしいものだと思いますが、現在の加入申し込み状況というか、どの程度浸透しているのかをお伺いします。

○木村清貴 議長 農林部長。

○佐々木隆 農林部長 現在、農地・水の関係がそっくり多面的機能のほうに移動となる形になっております。その部分で、農業者が取り組みやすい状況、あるいは組織活動にもオーケーというふうな取り組みになっておまして、現在のところ86組織がなっております。そのほかにプラスして、さまざまな組織を取りこんでいこうというふうなことで、組織全体で全て農家が恩恵をこうむるような対策に持つ

ていくというふうなことで進んでおりますので、今、取り組みの真っ最中ですので、何とぞよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○木村清貴 議長 14番菅原議員。

○14番（菅原正志議員） 農地・水の組織については、体制的には問題もなく素直に移行できると思うんですが、そこをまとめ切れぬ組織があるように思います。ですので、市としても申し込みするのを待つのではなくて、少しはお尻をたたいてあげて、できれば全農家が交付金の恩恵にあずかるような制度を、ぜひご難儀かけますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

○木村清貴 議長 ほかに質疑ありませんか。

24番齋藤光司議員。

○24番（齋藤光司議員） 電算情報管理費、情報通信利用環境整備交付金についてお尋ねをいたします。

これは、市長みずからが総務省に赴き、頑張ってきた、非常にあまよかったなと単純に私はそう思っていました。しかし、子細な詰めの中で、いや、ちょっと待てよ。ということは、要するに今、1億5,400万の事業費を見込んでいまして、補助金が5,134万です。あと、合併特例債、それから一般財源が518万、ここまではよかったな。要するに、今、ライフラインですよ。そこはわかります。ただ、これの年間の維持費が毎年491万、まず500万かかるんだと。そうすれば、せっかくもらった補助金も10年間はずっと、それこそ我々が出していかなければいけない。そういう部分の中で、今、2040年までに全体のほぼ半数の市区町村が消滅すると。増田元知事、今東北大学の教授をやっていますけれども。そういう中で、市町村が消滅する中で、逆に今、それこそ議長やられて、限界集落の話をなされたときがあります。そういう中で今やられる世帯が651世帯です。加入見込みが260、まずこれが、260世帯に毎年500万ずつ投入する。それも加入すればという前提のもとですよ。まず260が確約されたものかどうかが一つ。

それから、山内あるいは増田地域局の皆さんにお聞きしますが、この集落、今、光をつなぐ集落が10年あるいは15年、その先、世帯数がどのような予測になっていますか。そこも含めてひとつ、もう少し子細に教えてください。

○木村清貴 議長 総務企画部長。

○石山清和 総務企画部長 ブロードバンド化の事業でございまして、今回の目的は、まさに情報通信の格差を是正したいというふうな大きな命題があるわけでございます。この部分で申しますと、やはり将来的な可能性の部分、当然加入者の問題もあるわけでございますが、この2つの地域、いわゆる山内と増田の両地域では、現在、就学児童が90名ほどおられます。さらに高校生を含めれば100名を超える子どもたちがおるわけでございます。全てこのブロードバンド化に伴いまして、光フレッツを活用するかどうかという問題はあるわけでございますが、現在のADSL、ISDNからすると、光の設備があることによって、子どもたちが非常に興味を示しております動画の関係とか、そういった情報通信の環境

が大幅に改善されるわけでございます。そのことは将来の中で、もしかすると子どもたちがこのふるさとに帰ってきて、そうした環境があるかないかでは、帰ってくる意思決定の判断の一つの材料としては、非常に大きなものがあるのではないかというふうな認識をしているところであります。

そうした意味では、自分が住んでおったところには、光が来ていなかったということのないような、情報基盤整備の格差を解消することによって、将来は自分が住んでいたところに戻って、インターネットの環境もあると。光の環境があると。そういったことから、田舎の中でも新しい事業が展開できるのではないかというふうな非常に可能性を秘めた投資につながるというふうな認識をしているところでございます。

現在、総務省のお話によれば、全国の中で残っているのは離島と、それから僻地であるというふうなお話でございました。この「光の道」事業につきましては、2015年が一つの期限というふうなことで、現在そうした離島、あるいは僻地の地域からのこうした基盤整備事業が殺到しているというお話も伺ってございます。そうした中でいくと、今日、この2地域を実施することで、結果として九十九.数%というふうな形になるかと思えます。ぜひ、将来を担う子どもたちが、こうした環境の中で、ICTのいろいろな仕事に取り組める環境ができたというふうに、私はそうした認識を持ってこの事業を推進したいなというふうな思いでございました。

まず、確かにランニングコストも相当数かかるわけでございますが、これはどうしても現在の仕組み上やむなしというところがございます。この前の行政課題説明会の中でご提示した金額についても、最高額がこれぐらいだろうというふうなご提示をさせていただいたところがございますし、また、今回の2地区を実施することによって、残された黒沢地区につきましても、市長が所信にもお話ししたとおり、そこについては強く要望してNTTさん側のほうへお願いしているところがございます。これもまたこの2地区の整備が一つの黒沢地区への影響が当然ながらあるわけでございますので、どうかご理解をいただきたいというふうに思っているところであります。

○木村清貴 議長 山内地域局長。

○加賀谷秀昭 山内地域局長 山内地域局の部分ですけれども、南郷地区と三又地区が該当になります。それぞれ合わせますと188世帯、576名、5月末現在おります。ただ、それぞれが高齢化率が40.17、43.9%ということで、高齢化率も非常に高い地域でございます。正確な推計数値はございませんけれども、これまでの人口の減少状況を見ていきますと、10年後あたりにはおおむね、個人的な感覚なんですけれども、10%から15%ぐらいは減ってってしまうのかなというふうな感覚です。これはこれまでの流れから見てという状況でございます。

以上です。

○木村清貴 議長 増田地域局長。

○阿部仁 増田地域局長 増田地域局につきましては、詳しい数字はちょっと今把握しておりませんが、やはり、山内と同じように10ないし20%の減少は考えなければならないというふうには考えてお

りますが、急激な減少というものはないというふうに考えております。

○木村清貴 議長 24番齋藤光司議員。

○24番（齋藤光司議員） 確かに気持ちの中で将来投資、要するに1人でも2人でもという形の中ですけれども。でも、今、要するに、ここにいて借金の話はしたくないんですけれども、そういう部分の中で持ち得るのか。気持ちはわかるけれども。要するに今、学校の話がされたけれども、学校に来れば光、それから南郷地区でも、それから増田のその地区でも、そこで稼いでいる人ってそんなにいないですよ。横手とか何かに出てきて生計を立てていく。高校もちろん、あるいは中学校ももちろん統合で。そういう中で、そういう環境をつくるがためのそれこそ学校統合だったんでしょう。自分の家に行ってまでそれをやらなくても我慢するところは我慢する。そのかわり、環境的にいい環境だ。非常に気になるのが500万ずつかかっていくという部分なんです。人口がどんどん減っていくだろう。そういう中で高齢化率、要するに、何かを切って、正直そこに充てるというのであれば私は大いにそのとおりで、そのほうがいいと言えいいというだけけれども、でも、今の形の中で500万円の維持費を毎年続けて、そして光通信を1億何ぼかけてつなぐ。私はどうしても意外と年をとってきたせいなのかかわからないんですけれども、非常に心配。光をつないで、これを商売に結びつけて、今、正直起業したとか何かなんていうのは、余りまだこの中では見えませんよね、競争の中で。だから、期待値はいいんですよ、期待値は。でも、毎年500万の効果をどのようにして上げていくんですかという話なんです。そこをお願いします。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 私は均衡ある発展ということも何とか市民全体に享受できるような環境というものをつくってまいりたいというふうに考えておりました。もし、この97%でいいのであれば、取りこぼしの3%が、何としても3%はもう採算が合わないんだから、切り捨てるというような方針には結びつきませんでした。今、この議会での中継もネットで、生で放送されております。恐らく見られない地域もこの3%の中にはあるんだと思います。そうすると情報の格差というものが生まれると思います。もちろん、議会広報、市報による紙媒体でのポストへの投函によって、その紙媒体での情報は恐らく100%行き渡っているものとは思いますが、ネットを使った情報提供とか、そういったものに関しては、市民全体が平等ではない現状がその地域にはあるわけございまして、それはその対コストだけを見れば、もしかしたら不採算な地域なのかもしれませんけれども、投資してでも、やはり情報の格差はあってはならない最低限のインフラであろうというふうに考えております。

恐らく、自分のところに光ファイバーの線が来てしまえば、あとほかのところは、もしかすれば不採算だからやる意味がないというふうにおっしゃるのかもしれませんが、不採算だからこそ政治の光を当てないといけない場所なんじゃないかなという部分も一面もあろうかと思えます。効率だけを考えれば、中心部だけに人が集中すればいいと思えますし、除雪だって不採算だと思います。もし、除雪を受益者負担だということで、受益者の負担金をそのままやれば、恐らく人口密度の少ない地域なんか

は、1台当たりの受託料なんかは物すごい金額になって、もしかしたら住んでいる方は払えない、そういうような状況にもなるかと思えます。だからこそ、公営で除雪事業が行われていることだと思えますので、そういったもろもろの採算だけでは考えることができない、そういった配慮が政治なんだと思えます。もし、効率がよくて収益性もあるというところは黙っていても民間がやるんだと思えます。その民間だけの力で何とか全ての生活のサービスが成り立つのであれば、政治は要らないんだと思えますので、やっぱりそういった全て満遍なくというのは、なかなか財源が限られておる中で厳しいかもしれませんが、でき得る限り、やはりそういったなかなか民間業者から見放されるような場所に、光を力の限り当てられる努力というのはしていかないといけないのではないかというふうに私は考えたわけでございますし、先ほど総務企画部長が申し上げたとおり、実際にそういった地域にもまだ若い方も住んでおります。そういった方々がそういう通信インフラが整備されていない地域であれば、もちろん友達との交流の面、今のネットのシステムを利用してのさまざまなビジネスを発想するとか、そういったことにも、そもそものインフラがないと発想すらできないんだと思えます。そういった意味でも必要だと思えますし、また、今、都市部からの定住促進というような、なかなか数字で成果というものが出ているかという点で厳しいわけではございますけれども、そういった田舎に憧れて来るような都会の方々も実際今いらっしゃるわけでございますし、でも、最低限のインフラがないと、そういったところにも人は来ていただけない現状もあるわけでございますし、ただ、投資、費用対効果のみでの判断ではなかったということは、どうかご理解よろしくお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 齋藤議員。

○24番(齋藤光司議員) 市長の言うことはわかりますよ。そのとおりだと思います。政治はやっぱりそうあるべきだと。でも、正直、ある程度集約も考えていかないと、これから先は容易でないだろうと。まず第1に40%でと言わなくて、その地区の人に、ただつくるだけではなくて、ドコモの会社の宣伝をするわけじゃなくて、せつかく公費を投入するわけですから、40%でなくて最低でも5割のラインを維持するとか、我々だって病院だって水道だって企業会計でやって、合わないところはやらないという形の中でやっているでしょう。でも、その思いがある以上、せつかく国からの予算をつけてきた以上、大いに数字で私は評価したいと思いますので、大いに加入させてください。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 これは上水道、下水道、もちろんでございますし、こういった新しいインフラについても、やはり整備されたからには、そういったサービスをしっかりと皆さん方に利用していただく努力というものはしていかないといけないと思えますので、そういった意味で、もちろん光の通信のみならず、何度も言うように、下水道なり上水道も含め、さまざまなインフラの加入促進に努めてまいりたいと思えます。

○木村清貴 議長 ほかに質疑ありませんか。

21番高橋聖悟議員。

○21番（高橋聖悟議員） 今の齋藤光司議員に関連してなんですけれども、カバー率を上げたいと、インフラをそろえたいというのは、市長の言うことはわかりますが、しかし、実際そこから声が上がってきて、これをやろうとしているのかどうなのか、その辺からひとつ伺いたいと思います。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 私は議員時代から一般質問でも市に対して要望してまいりました。やはり情報格差を是正するという、デジタルディバイドをなくしていただきたいというような提案をさせていただきました。それは、大森とか雄物川とか、そういったところに光通信が行く前のときです。合併したてのときでございます。今となつては、97%ですから、ほぼ全域にインフラが整ったわけでございますけれども、合併当初はそんな状況でございました。もちろん私の住む十文字の半分は、そういったインフラがございませんでした。ただ、さまざまなメニューを活用して、今やっと、多分、これまで整備された部分も恐らく大部分は不採算な場所であったというふうに認識をしております。それでも、その事業すら該当にならなかった地域が今残った場所で、だからこそ、該当になるために私も国のほうにもお願いに行ったという経緯でございます。

そして、私が市会議員のときにデジタルディバイドをなくすための質問をした最初のきっかけは、名前は明かせませんが、山内の私と同じ年の住む方が、そこにはそういう光のインフラがございませんでした。そして、何とかこの地域でずっと暮らしたい、だけれども、仕事もなかなかない。ただ、ネットを活用した商売などをすることによって、ネットでの収入を得ながら自分の住む場所でも生活できるというような形の方には理想があった。ただ、そもそもインフラがないということで、何とかしてほしいというような要望があつて、これは住む場所によって自分のやりたいビジネスが展開できないというのは、それは非常に残念なことだなという思いで質問させていただいたことが思い起こされます。

たまたま、その山内のとある場所の方でしたけれども、その方も同い年なのに亡くなってしまったので、そういったネットを使ったビジネスの夢というものは、自分の命とともになくなったわけでございますけれども、やはり、そこに住みたいけれども、住んでも仕事がない。でも、ネットを活用してもうけられる腕はあつたと。では、それが活用できる場所に引っ越せばいいではないかとなると、長男である自分は家を捨てることになる。そういうどちらかを選ばないといけないという苦しい選択をその方はしていたわけでございまして、やっぱりそういった苦しい選択をしないとけないというのは、非常に残念だなという思いがございました。そういう意味で今回のような、何とか光の通信のインフラぐらひは、全てが一定程度、道路も何もかも完璧に行き渡るといふのは厳しいかもしれませんが、せめて光通信ぐらひはということが、私のまず均衡ある発展ということを目指す上での第一歩というような部分もございまして、決断をさせていただいたということでございますので、何とぞご理解いただきたいというふうに思います。

○木村清貴 議長 21番高橋聖悟議員。

○21番（高橋聖悟議員） 市長の思いはわかりました。しかし、97%今カバーされているという話でありますけれども、実際この加入率というんですか、利用率というのは、ほとんどほかの地域を見ますと3割、4割ぐらいでありますし、また、市長がそのころ考えていた当時と、多分そういうお話をしたのが2年ぐらい前とか3年、もっと前ですかね。そうすると、ここ二、三年で急速にいわゆる情報の取る媒体というものも変わってきました。例えば、今、この線でやろうとしますと、皆さんデスクトップ、ラップトップでやるという話になり、それに係る通信料金も五、六千円ということで、パソコンあつての話でございますけれども、今実際そういうものの媒体はスマホ、タブレットでございます、そういうものにつきましては、もう既に山内でも狙半内でももうつながっていると。多少遅いけれども、スマホは使える状況にある。いわゆるスマホが使えれば情報もパソコン並みにとれるということでございますので、私といたしましては、どうもこのパソコンユースのために引いてあるような、わざわざ一家に1台というわけにはパソコンはいかないと思いますし、それぞれ若い人、大人、もしかすればおじいちゃん、おばあちゃんも使うかもしれない。それが一つずつ高いパソコンを買ってするのかというよりも、今身近で使っている媒体を持っているわけですから、こういった線に、デスクトップ、ラップトップを置いてやるというような状況下ではないと私は考えています。どうもこれを整備することにはしっくり来ないなという感覚でございます。でしたら、もうちょっと携帯が届くようなサービス会社を持っているようなところをお願いして、もうちょっと早い通信をやってほしいなというようなやり方の高速通信網の基盤整備なんかのほうが私はいいと思っているのですが、どうも市長の思いはまだカバー率を上げたいというところにしか見えなくて、実際の状況の今の世の中の流れからいって、ここではないんだろうなというふうに私は思っています。

ですので、要望があればというふうに私は思うんですが、今、市長はその要望も私の思いということしか聞けませんでしたので、そういった要望があれば、私もいいんじゃないかと思うんですが、もうちょっと現場の声なんかもあったら聞かせていただきたいなと思いますが、実際あるんでしょうか。

○木村清貴 議長 山内地域局長。

○加賀谷秀昭 山内地域局長 公式な形で要望書とかそういうものは受けたことはございません。ただ、我々同級会だとかやりますと、光が行っていない地域が約半分ぐらいになっておりますので、やはり光がないよなど。パソコン遅くて動画がとれないという話とか、あるいは若い世代で私的な話の中ですけれども、光があればいいよねという声はちょくちょく聞きます。それが要望だったのかどうかという部分を言われると、正確には答えられないんですけれども、そういう声は私の耳にも私的な会話の中で入っているのは事実でございます。

以上です。

○木村清貴 議長 総務企画部長。

○石山清和 総務企画部長 確かにスマートフォンのいわゆる高速通信網の使用可能な範囲はそれぞれございます。しかしながら、それはあくまでもその容量の範囲内の中での活用の方法しかございません。

やはり、どうしても大容量のもの、あるいは動画というふうな形になると、現在の高速通信回線だけでは対応し切れないというのが現状でございます。そうしてみれば、やはり光ブロードバンドの環境整備が何といても必要なものというふうに考えてございます。

現在、データセンターの需要などがいろいろあるわけでありまして、あるいは福祉関係のさまざまな活用方法、そういった公共アプリケーションなどがあるわけでございますけれども、いずれにしても、その環境があるのとないのでは、当然ながら民間企業の捉え方も違っているわけございまして、環境があつて初めてそこへの進出を考えるというふうな話でございます。

そしてまた、先ほどお話いたしましたこの「光の道」事業についても、期限が迫ってございまして、それ以降は全て一般財源で、あるいは起債でというふうな形になるわけでありまして、国の補助金がないわけでありまして、やはりこのチャンスを見逃すわけにはいかないだろうと。そうでなければ光の基盤整備については、まず基本的には難しいだろうというふうな、そうした私どもの視点もございまして、何とぞご理解のほどをお願い申し上げたいと思います。

○木村清貴 議長 21番高橋議員。

○21番（高橋聖悟議員） わかりますけれども、そうすれば、例えばちょっと話を変えますけれども、これは年間500万ずつかかっていきますけれども、ちょっと最初に、これは何年契約とかというのはあるんですか。

○木村清貴 議長 総務企画部長。

○石山清和 総務企画部長 今回のこの事業というのは、IRU方式というふうなことで、NTTさん側、いわゆる情報通信の事業者との契約にのつた形の事業というふうになってございます。これでは、短期間の契約も可能というふうなこともございますが、規制緩和がございまして、そういうふうな方式もございまして、これまでのIRUの方式については10年契約ということになってございますので、これが今回の事業においても履行されるというふうに考えてございます。

○木村清貴 議長 21番高橋議員。

○21番（高橋聖悟議員） 簡単に言ってしまうと5,000万、これからかかるということでございますけれども、果たして年間500万出して、利用率が幾らいくかわかりませんが、20、30でも、そうすれば続けていかなければならないと。加入率が20%でも10%でも、年間ずっと10年間は500万ずつ払っていかなければいけないということになると思うんですが、私としてはもうちょっと短く、加入率を見ながら契約を決めたりするような方法で、余り少なければ途中で打ち切るというような契約の方法ができるようにしていくべきではないかと思いますが、そういうことは可能ではないのでしょうか。

○木村清貴 議長 総務企画部長。

○石山清和 総務企画部長 先ほどお話しましたこのIRU方式、これについては、勝手に、いわゆる施設を持っている側、いわゆる横手市側のほうの事情で途中で打ち切るということとはできない仕組みになってございます。あくまでも事業者の同意を得なければ解約はできませんので、そうした意味ではN

TTさん側もそれだけの投資を当然ながらしていくと。ですから、使用料については、きちんと払っていくという方向の内容に、そうした契約の中身になってございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○木村清貴 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、一般会計予算特別委員会に付託いたします。

◎議案第107号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第49、議案第107号平成26年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。市民生活部長。

○小川良平 市民生活部長 ただいま議題となりました議案第107号平成26年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをごらんください。

第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,693万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ122億9,253万円に改めようとするものであります。

初めに、歳出からご説明いたしますので、10ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費1,251万4,000円の増額は、人事異動に伴います人件費を計上しております。

2款1項1目一般被保険者療養給付費1億2,513万7,000円の減額と、2款2項1目一般被保険者高額療養費3,587万1,000円の減額は、26年度医療費の見込み額によるものであります。

次に、11ページをごらんください。

3款1項1目後期高齢者支援金6,682万7,000円の減額、それに4款1項1目前期高齢者納付金150万1,000円の減額並びに6款1項1目介護納付金3,454万6,000円の減額は、今年度の決定措置に基づく減額補正となっております。

9款基金積立金では、1億円の積み立てを計上しております。平成25年度繰越金の中から財政基盤の強化を図るため、積み立てをしようとするものであります。

次に、12ページをお開きください。

11款1項3目償還金であります。1億4,999万9,000円を増額しております。これは概算交付されました平成25年度の療養給付費負担金の実績による精算金を見込んだものでございます。

続きまして、12款予備費では、8,829万9,000円を増額しております。これは歳入歳出の均衡を図るのでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、8ページをごらんください。

1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税 4 億4,385万4,000円の減額と、2 目退職被保険者等国民健康保険税7,312万6,000円の減額は、税率を昨年度と同様に据え置いて積算し計上しております。

続きまして、3 款 1 項 1 目療養給付費等負担金9,553万1,000円の減額は、後期高齢者支援金、介護納付金の決定及び医療費の再計算によるものであります。

続きまして、5 款 1 項 1 目前期高齢者交付金4,950万3,000円の増額は、今年度の交付額の決定によるものであります。

次に、9 款 1 項 1 目一般会計繰入金1,251万4,000円の増額は、人事異動に伴う人件費の増額分であります。

次に、10 款 1 項 2 目その他繰越金 6 億3,742万4,000円の増額は、平成25年度の決算見込みによるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第108号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第50、議案第108号平成26年度横手市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○佐野司 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第108号平成26年度横手市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをごらん願います。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ305万3,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ109億1,304万7,000円に改めようとするものであります。

初めに、歳出からご説明いたしますので、7ページをごらん願います。

このたびの補正は、主に定期人事異動に伴う人件費の補正であります。そのほかの補正でありますけれども、4 款 1 項 1 目二次予防事業において165万3,000円の増額を計上しておりますが、通所型介護予防事業推進のために非常勤職員を新規雇用するための報酬などを補正しております。

次に、歳入をご説明しますので、5ページへお戻り願います。

3 款国庫支出金、4 款支払基金交付金、5 款県支出金は、人事異動に伴い交付額を見直したものであります。

6 ページへ移りまして、8 款 1 項一般会計繰入金362万7,000円の増額も同様であります。

8款2項基金繰入金を178万2,000円減額いたしまして、歳入歳出の均衡を図っております。
以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第109号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第51、議案第109号平成26年度横手市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○佐野司 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第109号平成26年度横手市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをごらん願います。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,828万5,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ7億2,641万5,000円に改めようとするものであります。

歳出からご説明いたしますので、6ページをごらん願います。

このたびの補正は、定期人事異動に伴う人件費の補正が主なものでありますけれども、2款2項1目施設介護サービス事業費の備品購入費11万5,000円の増額補正は、ふるさと納税寄附金を給食用冷蔵庫の購入に活用させていただくために新たに計上したものであります。

次に歳入をご説明しますので、5ページへお戻り願います。

4款1項1目一般会計繰入金2,828万5,000円を減額することによりまして、歳入歳出の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第110号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第52、議案第110号平成26年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○佐野司 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第110号平成26年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをごらん願います。

本案は、歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ1,108万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億2,611万4,000円に改めようとするものであります。

今回の補正は、定期人事異動に伴う人件費の補正であります。

5ページをごらん願います。

歳入のほうですけれども、3款1項1目一般会計繰入金1,108万6,000円を減額いたしまして、歳入歳出の均衡を図るものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第111号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第53、議案第111号平成26年度横手市指定通所介護事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○佐野司 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第111号平成26年度横手市指定通所介護事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

1ページをごらん願います。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,411万円に改めようとするものであります。

5ページをごらん願います。

今回の補正は、定期人事異動に伴う人件費の補正であります。

上段の2款1項1目の一般会計繰入金71万円を増額いたしまして、歳入歳出の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第112号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第54、議案第112号平成26年度横手市障害者支援施設特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○佐野司 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第112号平成26年度横手市障害者支援施設特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをごらん願います。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ867万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億9,192万9,000円に改めようとするものであります。

5ページをごらん願います。

今回の補正は、定期人事異動に伴う人件費の補正であります。

上段の4款1項1目の一般会計繰入金867万1,000円を減額いたしまして、歳入歳出の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第113号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第55、議案第113号平成26年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。商工観光部長。

○浮嶋伸 商工観光部長 ただいま議題となりました議案第113号平成26年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ165万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億8,975万9,000円に改めようとするものでございます。

初めに、歳出からご説明申し上げますので、6ページをお開きいただきたいと思っております。

今回の補正の主なものにつきましては、定期人事異動に伴うところの人件費の補正が主でございますが、それ以外の部分について若干ご説明をさせていただきます。

1款施設経営費、1項施設経営費、1目雄川荘経営費の施設経営費の20万でございますが、ふるさと応援基金取り崩しによるところの看板の表示替えを予定してございます。

それから、さくら荘は、これは組み替えでございます。

3目のゆっふるの経営費、運営費でございますが、施設経営費の4万円でございますけれども、ふるさと応援基金対応によるところの体重計の購入を予定してございます。

それから、4目のえがおの丘経営費でございますけれども、施設経営費の歳出組み替えとなっておりますが、当初シルバー人材センターの委託ということで計上してございましたが、実質的には賃金ということで、ボイラーの早朝作業等に対応するための賃金ということで組み替えをお願いするものでございます。

次に歳入についてご説明しますので5ページをごらん願います。

3款1項1目一般会計繰入金を165万9,000円増額いたしまして歳入歳出の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、産業建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第114号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第56、議案第114号平成26年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○遠藤久志 建設部長 ただいま議題となりました議案第114号平成26年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億8,653万7,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ1億366万3,000円に改めようとするものでございます。

第2条で、債務負担行為の廃止は第2表、債務負担行為補正によるとしております。

ページをめくっていただきまして、3ページをごらんください。

第2表、債務負担行為補正で、公用車リースを廃止してございます。

戻りまして、第3条では地方債の補正について定めてございます。

補正の内容は裏のページ、3ページ、都市計画事業債について補正後の限度額を490万円と定めるものでございます。

歳出の内容についてご説明申し上げますので、8ページをお開きください。

1款1項2目三枚橋地区土地区画整理事業費において1億8,653万7,000円を減額し、補正後の額を1億150万4,000円に改めるものでございます。これは、国の第1次補正によりまして、事業費を前倒し実

施しております関係から、今回の交付内示額の減額に伴うものでございます。

歳入についてご説明を申し上げます。戻って6ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書をごらんください。

歳入欄に記載のとおり、1款国庫支出金で1億791万円を、2款保留地処分金で30万円、6款市債では7,230万円を減額しております。これは、いずれにつきましても交付金の内示額変更に伴うものでございます。

このほか、3款繰入金で一般会計繰入金から602万7,000円を減額し、歳入歳出予算の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

20番佐藤誠洋議員。

○20番(佐藤誠洋議員) 今の説明ですと、国の補正予算の事業費の前倒しで今回の当初予算を減額したということのようですけれども、そうしますと、これは、市の計画そのものは全て国の予算次第ということに進むということの認識でよろしいのでしょうか。

○木村清貴 議長 建設部長。

○遠藤久志 建設部長 今回の事業につきましては、あらかじめ平成26年度で実施しようとしていた事業が、国の補正の関係で新たに予算確保ができて、26年度に実施しようとしていた事業を、25年度の補正事業の繰越金のほうで実施するということになりましたので、今回その分について減額をさせていただいております。

以上です。

○木村清貴 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、産業建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第115号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第57、議案第115号平成26年度横手市集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○高橋実 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第115号平成26年度横手市集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第1条では、歳入歳出予算の総額からそれぞれ365万円を減額し、総額を4億3,695万円に改めようと

するものでございます。

第2条の地方債の補正につきましては、3ページ目をお開き願います。

集落排水事業の地方債の限度額を1,070万円から1,830万円に変更しようとするものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げますので、8ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費では163万3,000円を減額しております。これは、定期人事異動に伴う職員人件費の調整によるものでございます。

2款1項1目集落排水施設事業費では201万7,000円を減額しております。これは、定期人事異動に伴う職員人件費の調整による1,001万7,000円の減額と、単独事業費800万円の追加をお願いするものでございます。単独事業費の追加でございますけれども、こちらは前年度で金沢地区全体の管渠敷設整備の完了を予定しておりましたが、入札の不調ですとか、あるいは大雪の影響により、管渠敷設の一部や道路舗装ができなかったことから、3月最終専決の補正予算により単独事業費816万5,000円を減額させていただきました。この未完了部分については、地域からの要望や住民生活への影響等を考慮いたしまして、今年度早期に施工することといたしました。そのため、当初予定していた金沢地区の処理場、その外構工事等に要する予算に不足が生じることになりました関係で事業費を追加するものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、7ページをお開き願います。

8款1項1目下水道債では集落排水施設整備事業債、単独事業分でございますけれども、760万円を追加するものでございます。

また、5款1項1目繰入金では1,165万円を減額したほか、6款1項1目繰越金で40万円を追加して、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、産業建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第116号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第58、議案第116号平成26年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○高橋実 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第116号平成26年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第1条では、歳入歳出予算の総額にそれぞれ38万円を追加し、総額を5,228万円に改めようとするも

のでございます。

歳出からご説明申し上げますので、5ページ下段をごらん願います。

1款1項1目一般管理費では38万円を追加しております。これは、定期人事異動に伴います職員人件費の調整によるものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、同じページの上段をごらん願います。

4款1項1目繰越金には38万円を追加し、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、産業建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第117号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第59、議案第117号平成26年度横手市病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。横手病院事務局長。

○佐藤正弘 市立横手病院事務局長 ただいま議題となりました議案第117号平成26年度横手市病院事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

第1款市立横手病院では、平成25年度ふるさと納税寄附金相当額7万円を一般会計より繰り入れまして、医療スタッフ教育用のDVDを購入しようとするものでございます。

収益的収入では、第2項医療外収益の他会計負担金に7万円、収益的支出では第1項医業費用の研究研修費に7万円を増額しております。

第2款市立大森病院では、収益的支出の第1項医業費用に4,661万7,000円を増額しております。これは常勤医師2名の増と人事異動等による職員給与費を増額しようとするものでございます。

第3条は、資本的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

2ページをお開き願います。

第2款市立大森病院資本的支出におきまして、建設改良費に486万円を増額しております。これは、今回の診療報酬改定におきまして、亜急性期病棟が本年9月末で廃止されることとなり、これにかわりまして急性期からの受け皿として地域包括ケア病棟が新設されました。その施設基準におきまして、医療情報システムの電子カルテシステムにDPC機能を導入する必要があるため、そのためのシステム整備にかかる費用を計上しております。この財源といたしまして、資本的収入で企業債に480万円を増額しております。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5億660万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

第4条は、起債の限度額を改めるもので、市立大森病院におきまして医療機器整備事業の限度額を変更しております。

第5条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、市立大森病院の職員給与費を15億9,762万7,000円に改めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第118号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第60、議案第118号平成26年度横手市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○高橋実 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第118号平成26年度横手市下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらん願います。

第2条は、業務の予定量の補正でございます。主要な建設改良事業について、公共下水道事業費の減額により業務の予定量を補正しようとするものでございます。

第3条では、収益的支出の予定額の補正でございます。支出の第1款下水道事業費用では総額に207万円を追加し、支出総額を18億167万円に改めようとするものでございます。第1項営業費用では207万円を追加しておりますが、これは定期人事異動による職員人件費の調整によるものでございます。

次に、2ページをお開き願います。

第4条では、資本的収入及び支出の予定額の補正でございます。歳入の第1款資本的収入では総額から1億500万円を減額いたしまして、収入総額を11億5,850万円に改めようとするものでございます。第1項の企業債4,970万円の減額及び第3項の補助金5,530万円の減額は、どちらも事業費の減額に伴うものでございます。

次に、支出の第1款資本的支出では、総額から1億1,060万円を減額いたしまして、支出総額を16億2,990万円に改めようとするものでございます。第1項の建設改良費1億1,060万円の減額は、先ほど土地区画整理事業の特会のほうでもございましたけれども、平成25年度の国の補正予算第1号に伴い、さきの3月定例会において追加補正をさせていただきました国庫補助事業費が、平成26年度当初予算の事

業前倒しでありますことから、当該事業費を減額するものでございます。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額4億7,140万円につきましては、当年度分の損益勘定留保資金を2億7,722万1,000円に改めまして、不足額を補填するものでございます。

第5条では、企業債の限度額を改めようとするものでございます。

第6条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費の変更でございます。

なお、詳細につきましては、5ページ以降の補正予算に関する説明書に記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上で終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、産業建設常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○木村清貴 議長 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

明6月10日から6月15日までの6日間休会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、明6月10日から6月15日まで6日間休会することに決定いたしました。

6月16日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時03分 散会